

しず おか し かい ご ほ けん

静岡市の介護保険

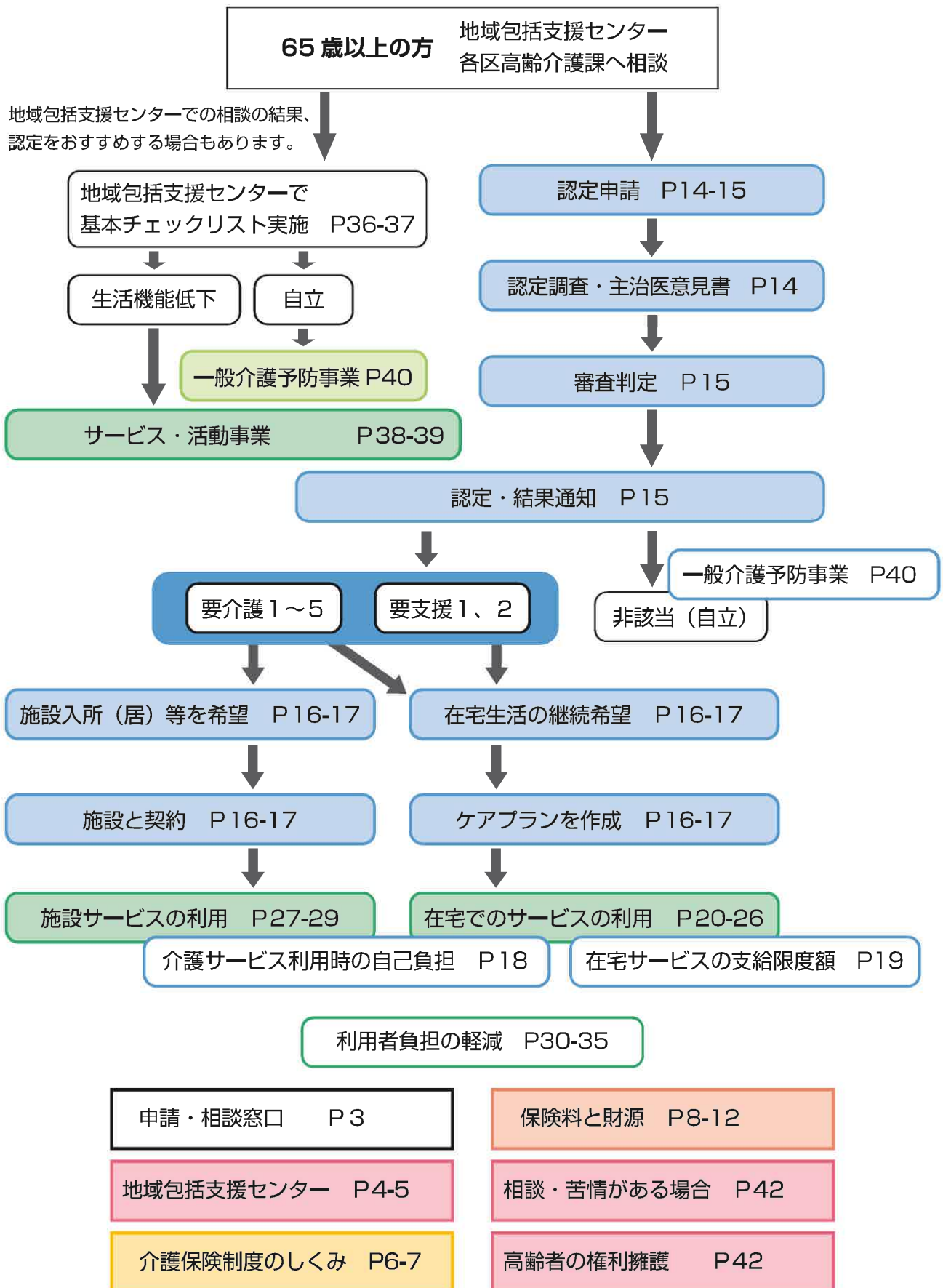
令和8年度

じ ぶん
いつまでも自分らしく
い
生きるために

みんなで支える
介護保険



目次



しん せい そう だん まど ぐち
申請・相談窓口

	名称	TEL(054)	FAX(054)	郵便番号	住所
葵区	高齢介護課 介護保険係	221-1180	221-1079	420-8602	葵区追手町5番1号 (葵区役所2階)
	認定調査係	221-1548			
	高齢者福祉係	221-1089			
	井川支所	260-2211	260-2213	428-0504	葵区井川656番地の2
駿河区	高齢介護課 介護保険係	287-8679	287-8708	422-8550	駿河区南八幡町10番40号 (駿河区役所2階)
	認定調査係	287-8676			
	高齢者福祉係	287-8678			
清水区	高齢介護課 介護保険係	354-2110	354-3166	424-8701	清水区旭町6番8号 (清水区役所1階)
	認定調査係	354-2331			
	高齢者福祉係	354-2162	354-3131		
	蒲原出張所福祉係	385-7790	385-3110	421-3211	清水区蒲原新田一丁目21番1号

★このほか、各地域包括支援センター(一次ページ)でも相談や要介護認定申請の代行ができます。
 ★一部の手続き(要介護認定申請等)については、マイナンバーカードを用いた電子申請が可能です。
 詳細については、下記 静岡市介護保険課ホームページをご確認ください。

そう だん まど ぐち
相談窓口

○健康相談・介護予防

	名称	TEL(054)	FAX(054)	郵便番号	住所
葵区	葵区役所健康支援課	221-5049	221-1495	420-8602	葵区追手町5番1号
	城東健康相談窓口	249-3180	209-0072	420-0846	葵区城東町24番1号
	東部健康相談窓口	261-3311	261-3312	420-0803	葵区千代田七丁目8番15号
	北部健康相談窓口	271-5131	271-5132	420-0871	葵区昭府二丁目14番1号
	藁科健康相談窓口	277-6712	277-6713	421-1217	葵区羽鳥本町5番9号
駿河区	駿河区役所健康支援課	204-3811	285-8416	422-8550	駿河区南八幡町10番40号
	南部健康相談窓口	285-8111	283-2605	422-8006	駿河区曲金三丁目1番30号
	長田健康相談窓口	259-5112	259-5113	421-0132	駿河区上川原13番1号
	大里健康相談窓口	288-1111	288-1811	422-8051	駿河区中野新田57番地の5
清水区	清水区役所健康支援課	348-7711	353-6088	424-8701	清水区旭町6番8号
	清水健康相談窓口	348-7712	348-7732	424-0053	清水区渋川二丁目12番1号

※令和8年5月1日までは旧保健福祉センターへお問い合わせください。

○日常生活の動作に不安・支障のある方へのアドバイスや、福祉用具・住宅改修の専門相談

名称	TEL(054)	FAX(054)	郵便番号	住所
地域リハビリテーション推進センター	249-3182	209-0103	420-0846	葵区城東町24番1号

かいご ほけん せいど し
介護保険制度を知ってもらうために

静岡市では、制度をより深く理解してもらうため、地域や団体などから依頼があった場合は出前講座による説明会を行っています。介護保険課総務係(TEL 054-221-1202)へお問い合わせください。

静岡市 介護保険課 介護保険制度のあらましやサービスの受け方、サービス提供事業者一覧などについて掲載しています。
<https://www.city.shizuoka.lg.jp/p000027.html>(静岡市介護保険課ホームページ)



介護サービス 情報の公表制度 利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を提供するしくみです。
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/22/index.php>(静岡県介護サービス情報公表システム)



静岡市コールセンター 市役所いつでも電話サービス 市民の皆様のさまざまな制度や手続きのお問い合わせなどにお答えします。是非ご利用ください。
 ※個人情報にかかわる場合は、直接担当課にお問い合わせください。
 TEL 054-200-4894 平日:午前8時~午後8時 土日祝/年末年始:午前8時~午後5時

ち いき ほう かつ し 地域包括支

静岡市地域包括支援センター(愛称:まるけあ)は、高齢者の皆さんが、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、介護・保健・医療・福祉サービスを一体的に支援するために設けられています。(静岡市では、社会福祉法人や民間企業などに委託しています。積極的にご利用ください。)

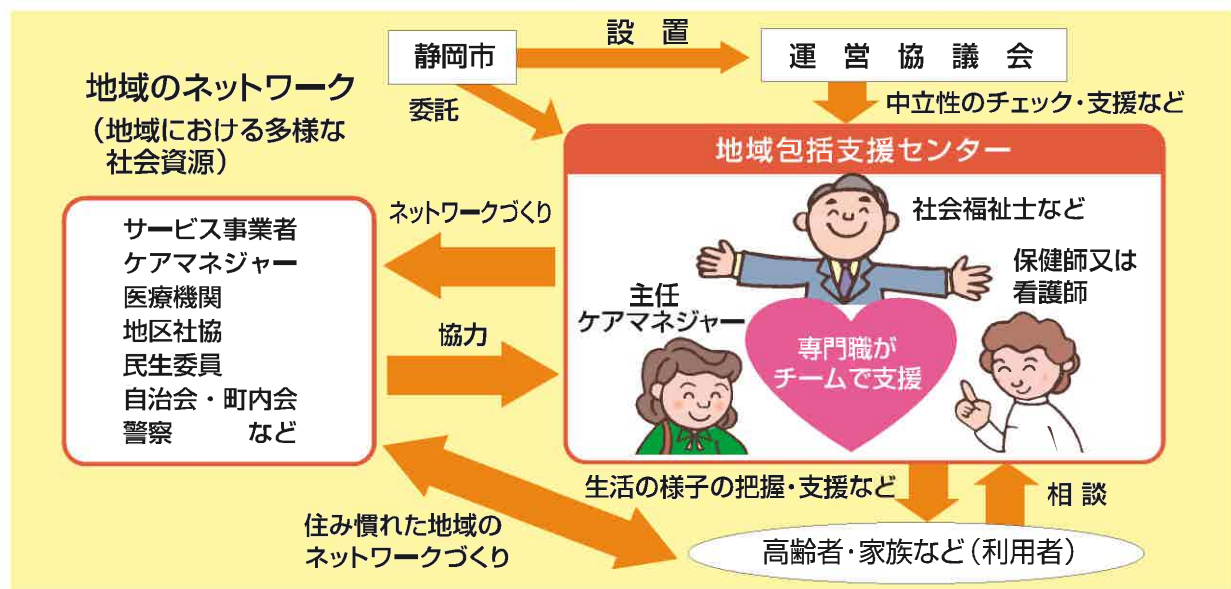
支援内容

① 総合的な相談

高齢者の皆さん、高齢者の家族や近隣に暮らす人の介護・保健・医療・福祉などに関する悩みに対応します。介護保険の認定申請や、認知症に関することなど、お気軽にご相談ください。

② 自立して生活できるための支援

要支援と認定された人や、事業対象者への支援や、地域における介護予防の取組などの支援を行います。(利用者と一緒に介護予防ケアプランの作成などを行います。)



③ 高齢者の権利を守るための相談・支援

高齢者の人権や財産を守るための成年後見制度の紹介や、虐待の早期発見と防止、消費者被害の防止などに対応します。

④ 高齢者が住みやすい地域づくり

地域のケアマネジャーの指導・支援のほか、より暮らしやすい地域にするため、関係機関とのネットワークづくりに力を入れ、一体的に高齢者の皆さんを支援します。

パンフレットのご案内

在宅医療や認知症についての情報は、

- ◆よくわかる在宅医療・介護
- ◆みんなの認知症予防

をご覧ください。本冊子に関することは、地域包括ケア推進課 (TEL054-221-1576) へお問い合わせください。



★このページに関するお問い合わせは、地域包括ケア推進課 地域支援係(TEL 054-221-1203)へどうぞ

えん 援 センター

静岡市では、より身近に相談していただけるよう、お住まいの地域に29のセンターを設けています。お気軽に、まずはお電話でご相談ください。

令和8年4月からの体制

地域包括支援センター名	法人名	住所	TEL (054)	FAX (054)	主な対象区域(学区や地区)	
葵区	城西	医療法人社団盈進会	葵区駒形通四丁目11-15	204-3335	204-3336	駒形、新通、田町
	安西番町	社会福祉法人静和会	葵区安西三丁目20	204-2626	204-2627	安西、番町
	城東井川	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会	葵区安東二丁目13-1	295-9993	295-9773	葵、安東
			葵区井川1133-2(静岡市井川高齢者生活福祉センター内)※窓口機能のみ	260-2227	260-2228	井川
	伝馬町横内	社会福祉法人静和会	葵区音羽町7-18 KGMビル103号室	207-8111	207-8112	伝馬町、横内
	城北	社会福祉法人静和会	葵区竜南二丁目1-38	292-6450	292-6280	麻機、竜南、城北、安東の一部
	千代田	社会福祉法人静和会	葵区沓谷六丁目20-1 ル・シエル101	207-8602	207-8603	千代田、千代田東
	長尾川	社会福祉法人天心会	葵区瀬名一丁目16-8 ロジューマン21 1-A号室	265-9511	265-9512	北沼上、西奈南、西奈
	美和	社会福祉法人楽寿会	葵区与左衛門新田74-6 (楽寿の園内)	296-1100	296-9355	足久保、美和、安倍口
	賤機	社会福祉法人楽寿会	葵区昭府二丁目7-17	251-7772	251-7773	井宮、井宮北、賤機南
	安倍	社会福祉法人楽寿会	葵区依沢38-1	294-8400	294-8411	梅ヶ島、大河内、玉川、松野、賤機北、賤機中
	服織	社会福祉法人駿河会	葵区羽鳥六丁目4-3 スニップビル1階	659-8585	659-8587	服織、服織西、南藁科
	藁科	社会福祉法人駿河会	葵区富沢1542-46 (ラポール駿河内)	270-1804	270-1713	中藁科、清沢、大川
	駿河区	小鹿田	社会福祉法人恩賜財団済生会支部静岡県済生会	駿河区小鹿一丁目1-24 (小鹿苑内)	284-0284	284-1286
八幡山		株式会社アクタガワ	駿河区有東二丁目12-10	202-6677	286-9888	森下、富士見
大谷能		社会福祉法人駿府葵会	駿河区大谷二丁目24-25 (シーサイド大谷内)	236-0778	236-0776	大谷、久能
大里中島		社会福祉法人静岡市社会福祉協議会	駿河区中野新田349-1 (エン・フレンテ内)	280-4970	289-2274	大里西、中島
大里高松		社会福祉法人天竜厚生会	駿河区登呂五丁目9-22	203-3385	203-3422	中田、大里東、宮竹、南部、富士見の一部
長田		社会福祉法人静和会	駿河区みずほ二丁目12-7	268-5080	257-7257	長田東、長田南、川原
丸子		社会福祉法人静和会	駿河区丸子二丁目4-16	270-8720	270-8721	長田北、長田西
清水区	港北	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会	清水区本郷町5-8 セブンスターマンション1階	371-0296	371-0315	辻、江尻、袖師
	興津川	社会福祉法人清承会	清水区承元寺町1341 (白扇閣内)	369-3482	369-5361	興津、小島
	両河内	社会福祉法人花園会	清水区和田島688	343-1515	396-3711	両河内
	港南	一般社団法人静岡市清水医師会	清水区渋川三丁目8-27 ヴィラエスポワール101	625-6663	625-6652	入江、浜田、清水
清水区	岡船越	社会福祉法人恵和会	清水区船越一丁目1-1	376-6651	376-6652	岡、船越
	高部	社会福祉法人清水福祉会	清水区柏尾387-2 (柏尾の里内)	347-5271	347-5273	高部
	飯田庵原	社会福祉法人駿府葵会	清水区石川本町5-7	364-6631	364-6681	飯田、庵原
	松原	社会福祉法人駿府葵会	清水区宮加三19-1 エルヴァスB	337-0500	337-0533	不二見、駒越、折戸、三保
	有度	社会福祉法人恵和会	清水区長崎新田296-5	344-7721	344-7730	有度
	蒲原由比	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会	清水区蒲原721-4 (白銀すこやかセンター内) 清水区由比北田450 ※窓口機能のみ	385-5595 376-0417	385-0017 376-0416	蒲原、由比

「いつまでも自分らしく生きるために」

急速な高齢化と少子化が進展し、核家族化や介護者の高齢化等により家庭内の介護力が低下しています。また、「介護」が長期化・重度化し、家族だけでは支えきれないことが大きな社会問題となっています。

介護保険制度は、このような状況を社会全体で支え合うしくみであり、介護が必要となった人も介護をする人も共に尊厳と生きがいを持ち、住み慣れた地域で「いつまでも自分らしく生きる」ことを目指しています。

か にゅう しゃ **加入者**

介護保険は、原則として40歳以上の人全員が加入します。65歳以上の人と40～64歳の人では、保険料の決め方・納め方や、サービス利用の条件などが異なります。

1 さい い じょう ひと がい ごう ひ ほ けん しゃ **65歳以上的人是「第1号被保険者」**

介護や支援が必要であると「認定」を受けた人は、サービスを利用できます。



2 さい ひと がい ごう ひ ほ けん しゃ **40～64歳的人是「第2号被保険者」**

老化が原因とされる病気等（特定疾病→下欄）により、介護や支援が必要であると「認定」を受けた人は、サービスを利用できます。



●介護保険料の納付

●被保険者証等

●介護サー

●サービス利用料(介護サービス費)

かく てい じゆ べい **特定疾病** (それぞれの疾病には一定の診断基準があります)

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 がん (医師が一般に認められている医学的知見に基づき、
 回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)</p> <p>2 関節リウマチ</p> <p>3 筋萎縮性側索硬化症</p> <p>4 後縦靭帯骨化症</p> <p>5 骨折を伴う骨粗鬆症</p> <p>6 初老期における認知症</p> <p>7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症
 及びパーキンソン病</p> <p>8 脊髄小脳変性症</p> | <p>9 脊柱管狭窄症</p> <p>10 早老症</p> <p>11 多系統萎縮症</p> <p>12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症
 及び糖尿病性網膜症</p> <p>13 脳血管疾患</p> <p>14 閉塞性動脈硬化症</p> <p>15 慢性閉塞性肺疾患</p> <p>16 両側の膝関節又は股関節に著しい
 変形を伴う変形性関節症</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



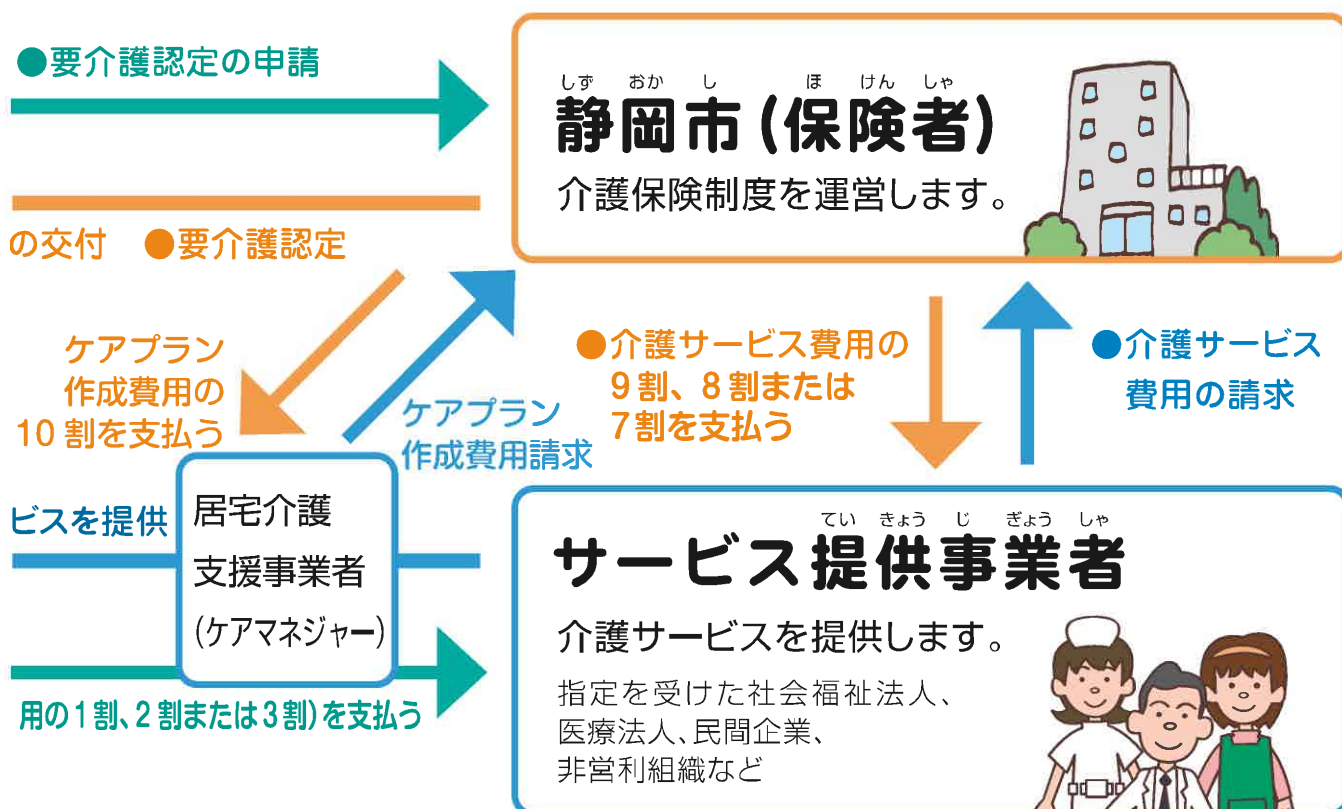
6 第2号被保険者については、交通事故等の第三者行為が原因で介護が必要となった場合は介護保険サービスを利用できません。

度のしくみ

社会全体で介護保険は支えられています。

介護保険制度は、サービスの利用の有無に関わらず被保険者が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受け、サービスを利用するしくみになっています。

40歳以上の人は、原則として介護保険の被保険者となり、認定を受けた被保険者はサービス費用の1割、2割または3割を負担することでサービスを利用できます(→P18)。サービス費用の残り9割、8割または7割については、保険者である市が国民健康保険団体連合会を通じ、サービス提供事業者へ支払います。



65歳以上の人には被保険者証が交付されます



65歳の誕生日前までに市から郵送されます。要介護(要支援)認定の申請の際に必要となりますので、大切に保管してください。

なお、40~64歳の人は、要介護(要支援)認定を受けた際に交付します。

被保険者証を交付されている人が市外へ転出したり、亡くなった場合には、区役所、支所又は出張所の窓口(→P3)へ返却してください。

ほ けん りょう 保 険 料

さい い じょう ひと だい ごう ひ ほ けん しゃ 65歳以上の人(第1号被保険者)

保険料の 決め方

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料(基準額)は、静岡市で3年間に必要な介護給付費の23%分に応じて設定されます。それぞれの所得に応じた負担となるよう「基準額」を中心に、15段階の保険料に分かれています。基準額は3年ごとに見直されます。令和6~8年度までの基準額は、年額76,200円(月額6,350円)です。

$$\text{基準額} = \frac{\text{静岡市で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人(第1号被保険者)の負担分(23\%)}}{\text{静岡市の65歳以上の人(第1号被保険者)の数}}$$



令和8年度の保険料

要件		保険料率	年額保険料	保険料段階	
生活保護を受けている人 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人		×0.285 <small>(※1)軽減前×0.455</small>	21,700円	第1段階	
本人が 市民税非課税 (※4)	同じ世帯に いる人全員が 市民税非課税	本人の前年の公的年金等収入金額 +公的年金以外の所得金額の合計額(※2,3) が82万6,500円以下の人	×0.485 <small>(※1)軽減前×0.685</small>	36,900円	第2段階
		本人の前年の公的年金等収入金額 +公的年金以外の所得金額の合計額(※2,3) が82万6,500円より多く120万円以下の人	×0.685 <small>(※1)軽減前×0.69</small>	52,100円	第3段階
	同じ世帯に 市民税課税者が いる人	本人の前年の公的年金等収入金額 +公的年金以外の所得金額の合計額(※2,3) が82万6,500円以下の人	×0.9	68,500円	第4段階
第4段階に該当しない人		×1.0	76,200円	第5段階	
本人が 市民税課税 (※4)	本人の前年の合計所得金額(※3)が120万円未満の人	×1.2	91,400円	第6段階	
	本人の前年の合計所得金額(※3)が 120万円以上210万円未満の人	×1.3	99,000円	第7段階	
	本人の前年の合計所得金額(※3)が 210万円以上320万円未満の人	×1.5	114,300円	第8段階	
	本人の前年の合計所得金額(※3)が 320万円以上400万円未満の人	×1.7	129,500円	第9段階	
	本人の前年の合計所得金額(※3)が 400万円以上500万円未満の人	×1.8	137,100円	第10段階	
	本人の前年の合計所得金額(※3)が 500万円以上600万円未満の人	×2.0	152,400円	第11段階	
	本人の前年の合計所得金額(※3)が 600万円以上700万円未満の人	×2.1	160,000円	第12段階	
	本人の前年の合計所得金額(※3)が 700万円以上850万円未満の人	×2.25	171,400円	第13段階	
	本人の前年の合計所得金額(※3)が 850万円以上1,000万円未満の人	×2.35	179,000円	第14段階	
	本人の前年の合計所得金額(※3)が 1,000万円以上の人	×2.5	190,500円	第15段階	

公的年金等収入金額：税法上課税対象となる年金(老齢・退職年金等)の収入。非課税年金(障害・遺族年金等)の収入は含まれません。

合計所得金額：P11Q&A参照

※1公費により軽減しています。

※2給与所得が含まれている場合には、給与所得から10万円を控除した額となります。

※3土地・建物等の譲渡所得は、特別控除後の額を用います(0円を下回る場合は、0円として取り扱います)。

※4令和7年度税制改正を受けた国の方針により、市民税の課税判定と介護保険料の算定上での課税判定や合計所得金額の算出金額が異なる場合があります。

保険料の納め方

特別徴収と普通徴収があります(選択することはできません)。

年金が年額18万円以上の人 → **特別徴収**
とくべつちょうしゅう

年金の定期支払い(年6回)の際に、保険料があらかじめ差し引かれます。

特別徴収の納付時期

年金支給月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月

※仮徴収額は、前年の保険料をもとに仮算定をするため、保険料額が確定する6月以降に8月の保険料額が変更する場合があります。



年金が18万円以上でも、次の人は普通徴収で納めていただく保険料があります。

- 年度途中で65歳になった人
- 市外から転入してきた人
- 老齢基礎年金の受給を繰り下げている人
- 本人および家族の所得に更正があり、年度途中で保険料額に変更があった人
- 年金が再計算され支払いが一旦保留となった人
- 年金を担保に借入をしている人 など



年金が年額18万円未満の人 → **普通徴収**
ふつうちょうしゅう

口座振替または納付書により、市指定金融機関・コンビニ等で納付します。

普通徴収の納付時期

納期限 (口座振替日)					
第1期	令和8年	7月31日	第5期	令和8年	11月25日
第2期	令和8年	8月25日	第6期	令和8年	12月25日
第3期	令和8年	9月25日	第7期	令和9年	1月25日
第4期	令和8年	10月26日	第8期	令和9年	2月25日

◎ 年度途中で65歳になった人は、65歳の誕生日の前日を含む月分からの保険料を納めます。(納付書は65歳の誕生日の前日を含む月の翌月中旬までに送ります。)

例 7月1日が65歳の誕生日の人→6月分から納めます。
7月2日が65歳の誕生日の人→7月分から納めます。

◎ 静岡市に転入した65歳以上の人は、転入日を含む月分からの保険料を納めます。(納付書は転入手続きをした月の翌月中旬までに送ります。)

◎ 静岡市に転入した65歳以上の人の保険料は、転入前の市町村に前年の所得を照会し、回答があるまで暫定で計算します。確定後保険料に変更があった人には再度、納付書を送ります。

納付書で納める人は便利で確実な口座振替をおすすめします

口座振替の申し込み方法については、次ページ(P10)をご覧ください。

- 口座振替の開始は、申し込み日の翌月以降になります。
- 口座の残高をご確認ください。残高不足により、引き落としができない場合があります。

★このページに関するお問い合わせは、介護保険課 保険料係(TEL 054-221-1292)へどうぞ

口座振替の申し込み

市ホームページから申し込みできます。ぜひご利用ください。

申し込み方法	用意するもの
Web口座振替受付 スマートフォンやパソコン等からインターネットを利用して申し込み手続きができます。 ※利用可能な金融機関、詳しい利用条件等は市ホームページをご覧ください。	・介護保険料納入通知書または介護保険被保険者証 ・お申し込み金融機関の預貯金通帳またはキャッシュカード
金融機関窓口 取り扱い金融機関で「口座振替納付依頼書」に必要事項を記入しご提出ください。	・介護保険料納入通知書 ・預貯金通帳 ・預貯金通帳使用印

お申込みはこちらから

静岡市Web口座振替受付サービス



キャッシュレス決済でも納付できます

介護保険料は、スマートフォンにインストールした電子マネーアプリの「請求書(支)払い」メニューから納付できます。

利用可能な決済サービス



※J-coin Payは令和8年8月31日でサービスを終了するため、それ以降のお支払いにはご利用いただけません。

! 次の納付書はキャッシュレス決済ができません。

- 納期限が過ぎているもの
- バーコード印字がないもの

保険料は納期までに納めましょう

● 介護保険料を滞納していると

保険料は、静岡市に住むすべての被保険者で負担していただくものですので、公平性の原則から保険料を納めない人には、以下のような措置が講じられることとなっています。

1年間
滞納した場合

介護サービスを利用したとき、利用料の全額を自己負担し、申請により9割、8割または7割相当分を市から払い戻しを受ける「償還払い」に支払方法が変更になります。

1年6カ月間
滞納した場合

償還払いになった給付費(9割、8割または7割相当分)の一部または全部を、一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお、滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

2年以上
滞納した場合

滞納期間が2年を過ぎた保険料は納めることができなくなり、滞納期間に応じて本来1割または2割の利用者負担が3割に、3割の利用者負担が4割に引き上げられます(給付額減額)。また、高額介護サービス費の支給(→P33)や施設入所・短期入所の食費・居住費(滞在費)の軽減(→P30)が受けられなくなります。

〈滞納処分〉介護サービスを利用しなくても、法律に基づく滞納処分として、預貯金等の財産を差し押さえる場合があります。

★このページに関するお問い合わせは、介護保険課 保険料係(TEL 054-221-1292)へどうぞ

保険料の減免制度

次の1～3について、申請により減免制度が利用できます。

1. 災害(震災・風水害・火災)により住宅等の財産が著しい損害を受けた場合
2. 収入が著しく減少(失業・倒産・死亡・長期入院・天災等)した場合
3. 収入が少ない等の理由で介護保険料の納付が困難な場合

なお、3の場合の該当要件は次のとおりです。

●対象となる人…次の基準にすべて該当する人は、申請により介護保険料が軽減されます。

- ① 現在、生活保護を受けていないこと。
- ② 世帯員全員の収入の合計が生活保護の「基準生活費」以下であること。
○基準生活費の一例(基準改定、世帯構成や年齢等により変更あり)

☆R8.3月末現在

世帯人数(年齢)	単身世帯(70歳の場合)	二人世帯(70歳の場合)
1ヶ月基準生活費	72,490円	116,230円

※ただし、家賃・医療費など継続的な負担がある場合は、負担分(限度額あり)を基準生活費に加算します。

- ③世帯全員の資産(預貯金等)の合計が基準生活費の12倍を超えていないこと。
※「世帯」とは、同一の住居に居住し、生計を一つにしているものの集まりであり、その「実情」により判断します。
(住民票世帯とは異なります。)



年金からの差し引き(特別徴収)ではなく、納付書での支払または口座振替(普通徴収)に変更できますか？

介護保険料の納付方法につきましては、現在、医療保険のような選択権が介護保険法では認められておりませんので、特別徴収を普通徴収に変更することはできません。ご了承ください。



保険料の算定に使用する「合計所得金額」とは？

合計所得金額とは、地方税法第292条第1項第13号に規定された、各収入金額から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額等)を控除した額の合計額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除を差し引く前の金額です。

ただし、市民税非課税者(保険料段階第1～第5段階)で、公的年金以外の所得金額の合計額に給与所得が含まれている場合には、給与所得から10万円を控除します。

土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、特別控除後の額を用います。



納めた介護保険料は社会保険料控除の対象になりますか？

納めていただいた介護保険料は確定申告や還付申告、住民税申告の際に社会保険料控除として申告することができます。ただし、年金から差し引かれた介護保険料は本人以外の社会保険料控除とすることはできません。なお、納めた介護保険料を社会保険料控除として申告する際に、納付済証明書の添付は必要ありません。

40～64歳の人 (第2号被保険者)

加入している医療保険（国民健康保険・健康保険組合など）ごとに保険料が決められ、医療保険者が医療保険料と合わせて社会保険診療報酬支払基金へ納付しています。

保険料の 決め方と 納め方

● 国民健康保険に加入している人

国民健康保険料の算出方法と同様に、世帯ごとに決められています。

$$\text{介護保険料} = \text{所得割} + \text{均等割}$$

所得割：第2号被保険者の所得に応じて計算
均等割：世帯の第2号被保険者の人数に応じて計算

医療分（国民健康保険）と介護分をあわせて国民健康保険料として世帯主が納めます。



● 職場の医療保険に加入している人

医療保険ごとに設定されている介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。

$$\text{介護保険料} = \text{給与および賞与} \times \text{介護保険料率}$$

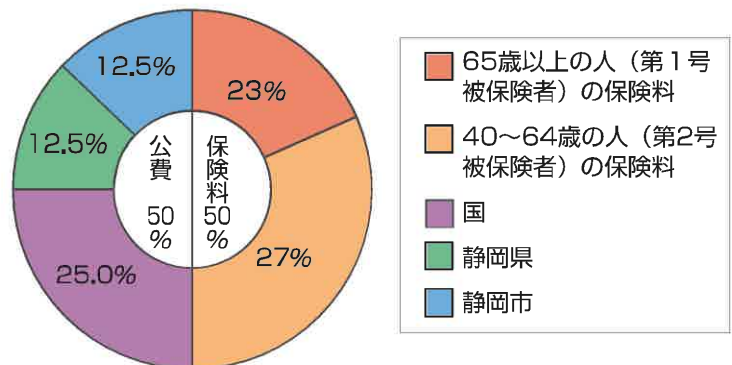
医療保険料と介護保険料をあわせて給与および賞与から徴収します。

介護保険の 財 源

市が支払う9割、8割または7割の費用（保険給付）の財源は50%が国・県・市の公費、27%が40～64歳の人（第2号被保険者）の保険料、23%が65歳以上の人の保険料で賄われています。

保険給付費の負担割合

（ただし、施設給付費の割合は、国20.0%、静岡県17.5%）



- ★ 第2号被保険者の保険料に関するお問い合わせは、加入している医療保険者へお願いします。
- ★ 介護保険の財源に関するお問い合わせは、介護保険課 総務係（TEL 054-221-1202）へどうぞ

静岡市の高齢者等の状況

● 高齢化の推移

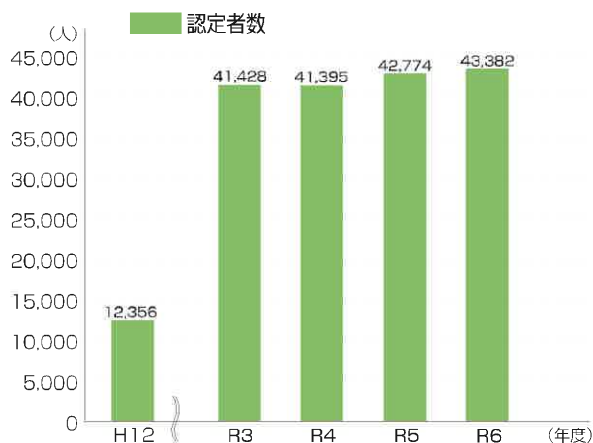
令和7年には団塊の世代が75歳以上となり、おおよそ3人に1人が高齢者となりました。今後も高齢化は進み、令和22年には高齢者人口がピークを迎えて全人口の3分の1を超え、5人に1人が後期高齢者になると見込まれています。

年	R3	R4	R5	R6	R7	R22
人口 (人)	690,431	685,164	679,092	674,097	668,570	563,472
65歳以上の人口 (人)	211,480	211,224	210,556	210,307	209,717	207,584
内75歳以上の人口 (人)	111,524	115,141	119,264	123,182	125,755	113,795
高齢化率(65歳以上) (%)	30.6	30.8	31.0	31.2	31.4	36.9
後期高齢化率(75歳以上) (%)	16.2	16.8	17.6	18.3	18.8	20.2

注)各年9月末時点(R7は推計) 出典:住民基本台帳(R22は住民基本台帳を基とした市の独自推計(学区別))

● 認定者数の推移

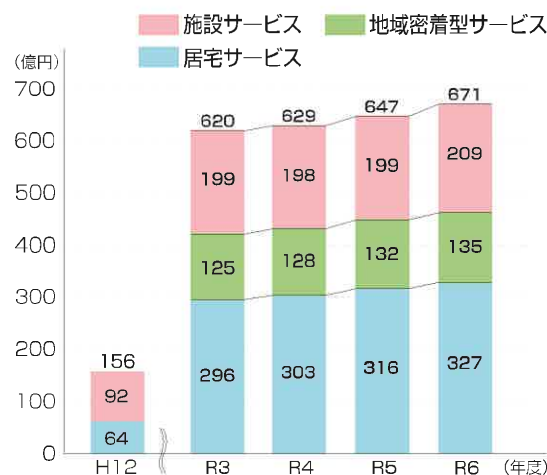
R3からR4は一時的に減少しましたが、R4以降は増加しています。



注)認定者数は、要支援又は要介護認定を受けている人数。
出典:静岡市調べ
認定者数は各年度末時点。

● 介護保険サービスの給付額の推移

制度施行時と比べ約4.3倍に増加しています。



注1)各サービスごとに1億円未満を四捨五入している。
注2)高額介護サービス費等は含めていない。
出典:介護保険事業状況報告年報

● 認知症高齢者の推移

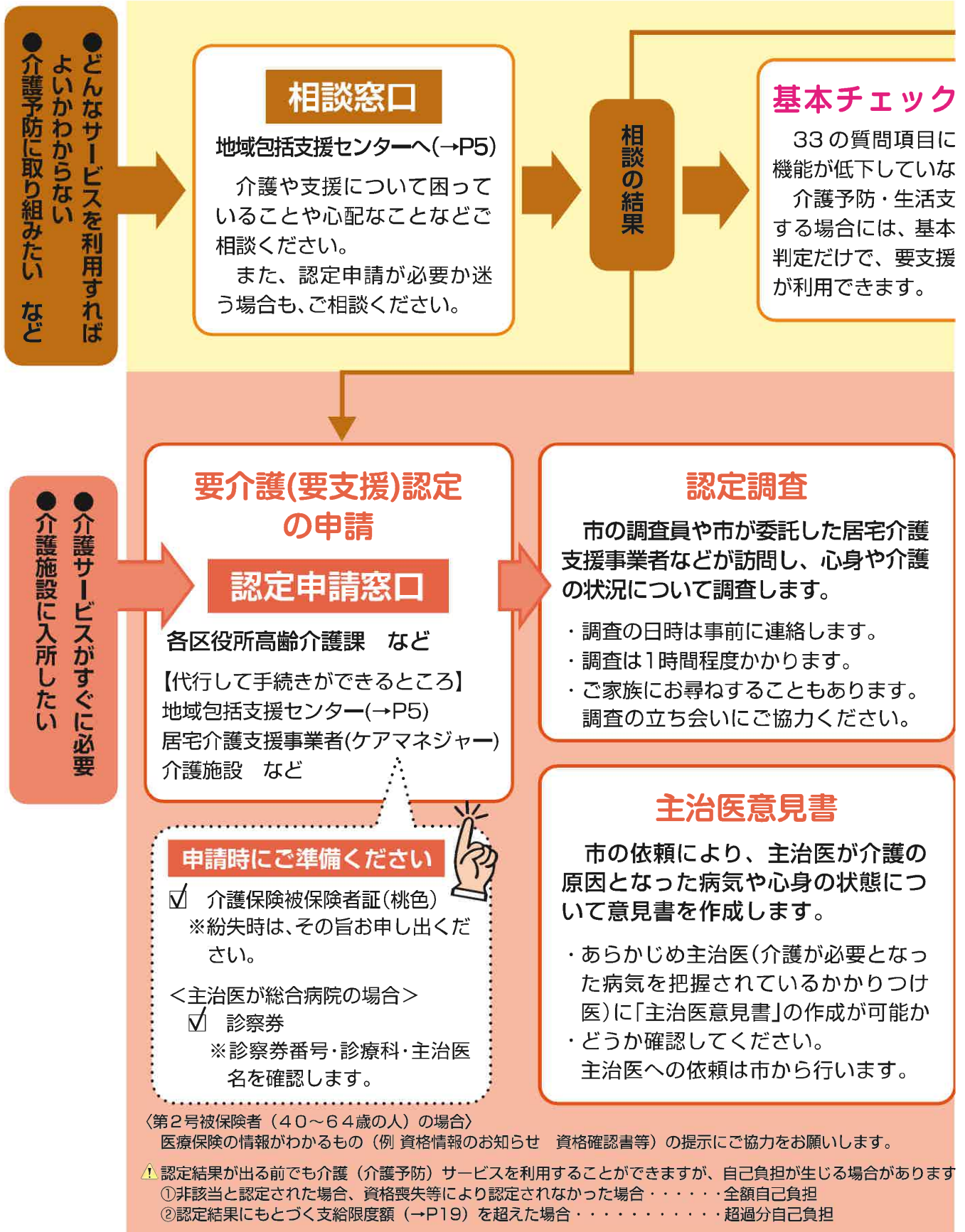
「日常生活自立度Ⅱ(※)」以上の高齢者数は、平成15年と比べ約3倍に増加しています。

※日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意すれば自立できる状態。(認知症高齢者の日常生活自立度は、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴの順で重くなる。)



注)要介護認定申請していない認知症高齢者は含まれていない。 出典:静岡市調べ (各年度末時点)

サービス利用の流れ



※申請書にマイナンバー(個人番号)の記入をお願いします。(→P35「お知らせ」参照)

（相談からはじまります）

リストを受ける

より、日常生活に必要な
いかに調べます。
援サービスのみを希望
チェックリストによる
1・2 相当のサービス

判定結果

自立した生活が送れる方

➡ 一般介護予防事業 が利用できます(→P40)

生活機能の低下がみられた方(事業対象者)

➡ サービス・活動事業 が利用できます(→P38-39)



<介護認定審査会>

医師や介護福祉士など、
保健・医療・福祉の専門家で構成

一次判定

コンピュータ
により介護の
手間を推計し
ます。

審査判定(二次判定)

どのくらいの介護が必要
か審査します。

介護認定審査会で、認定調
査の特記事項、主治医意見書
などをもとに、介護を必要と
する程度に応じ、各区分に審
査判定します。

認定・結果通知

申請してから30日ほどで
市から郵送されます。

(なお30日以上かかることが見込まれ
た場合は原則延期通知書を発送します)

要支援1・2

要介護1~5

非該当(自立) (→P40)

認定結果には有効期間がありま
す。引き続きサービスを利用する
ときは、認定の有効期間の満了60日
前から「更新」の手続きができま
す。(有効期間内に心身の状況が
変化した場合は、認定の変更申請
ができます。)

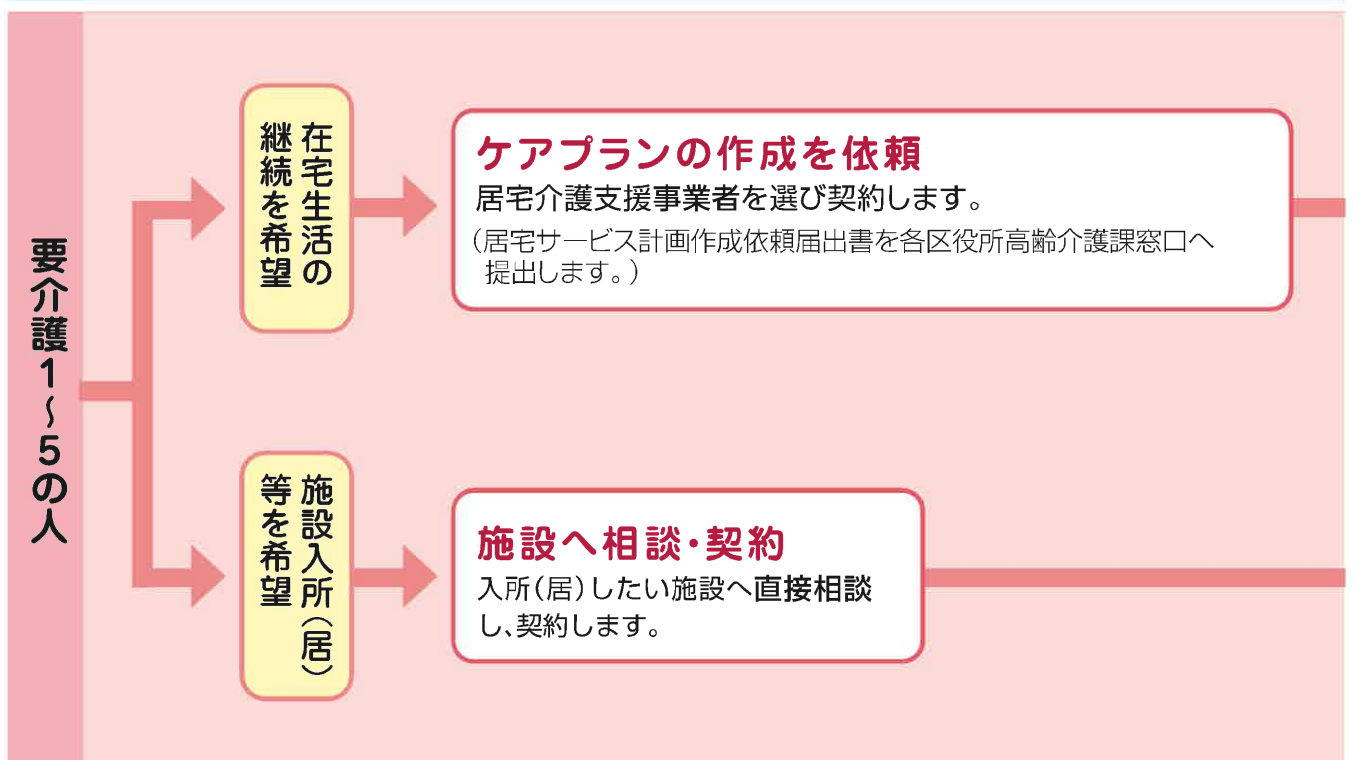
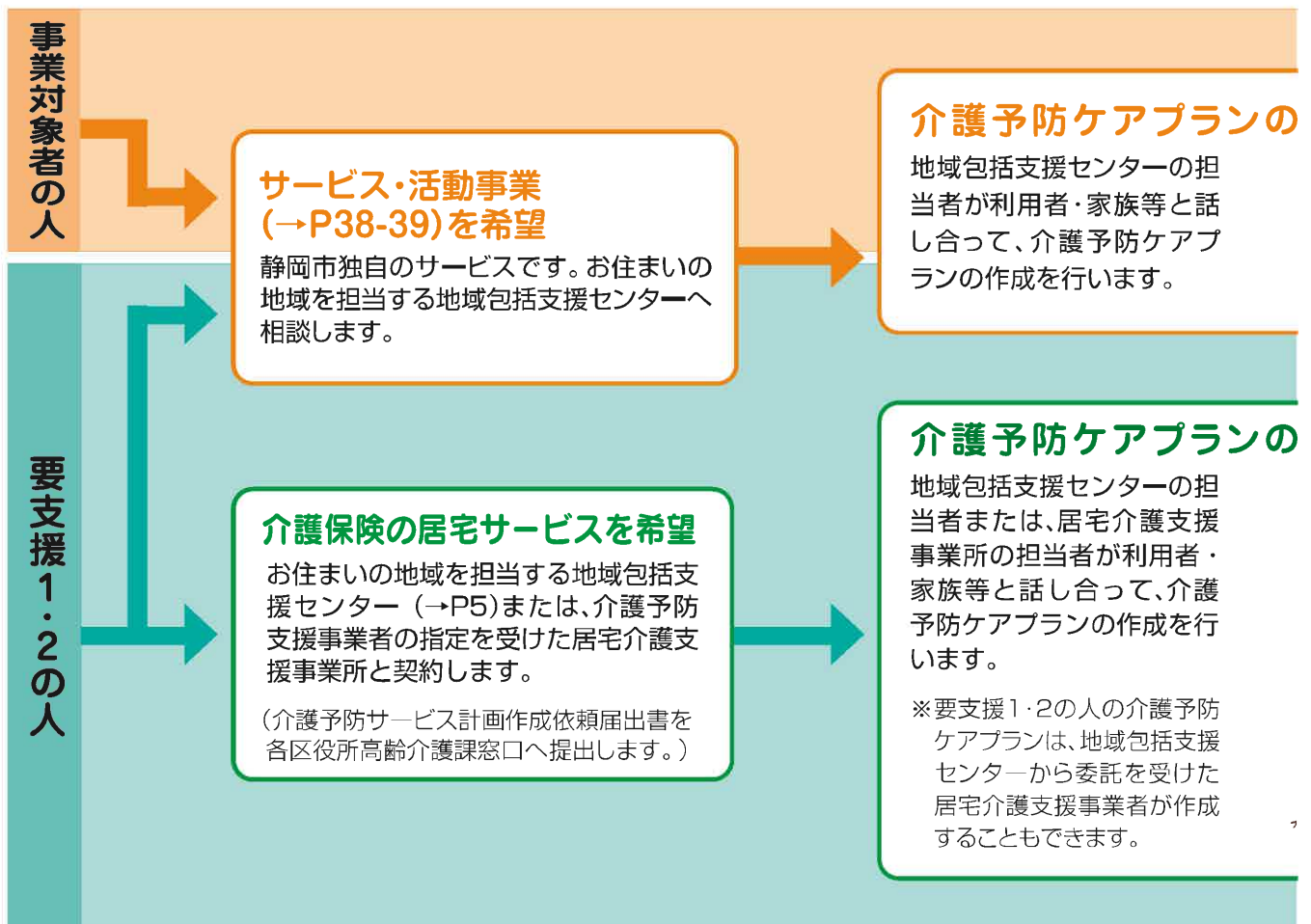
次ページへ

交通事故等にあつて認定申請をした方へ

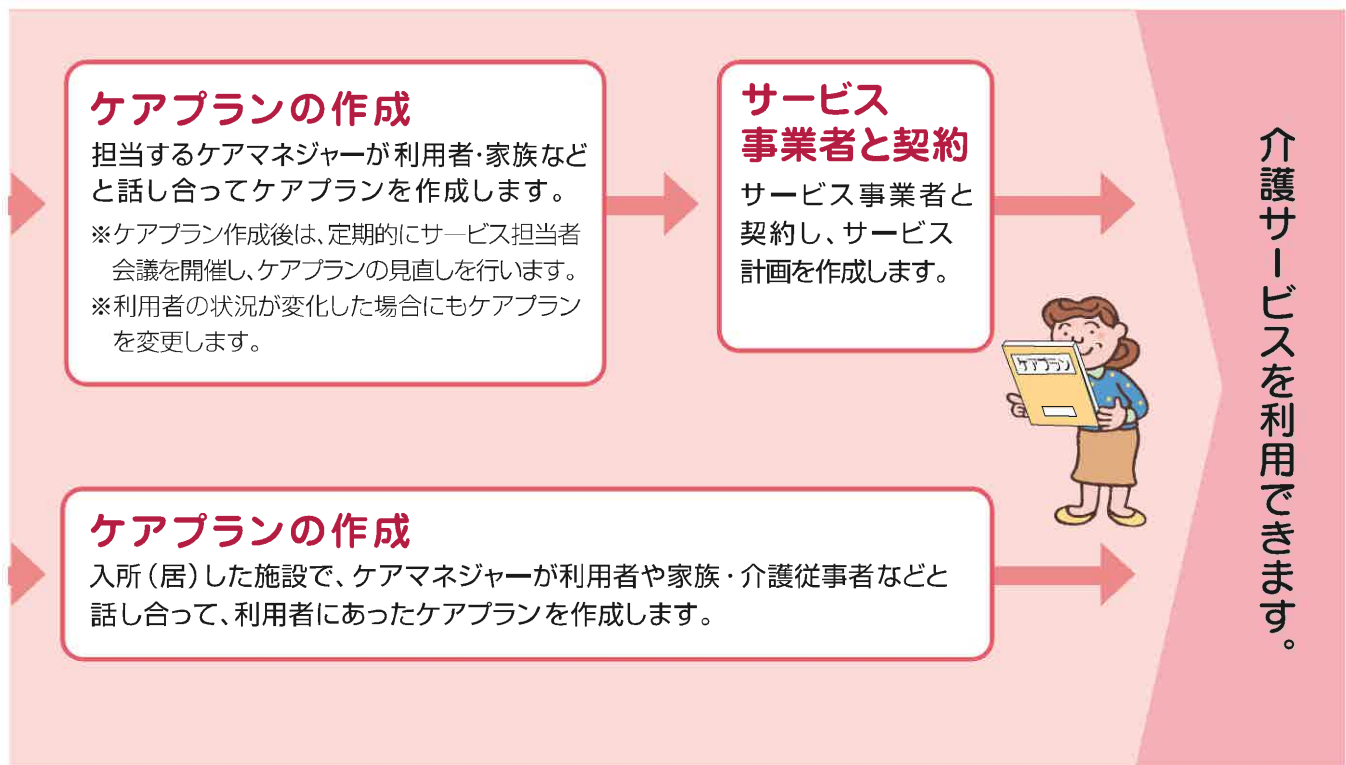
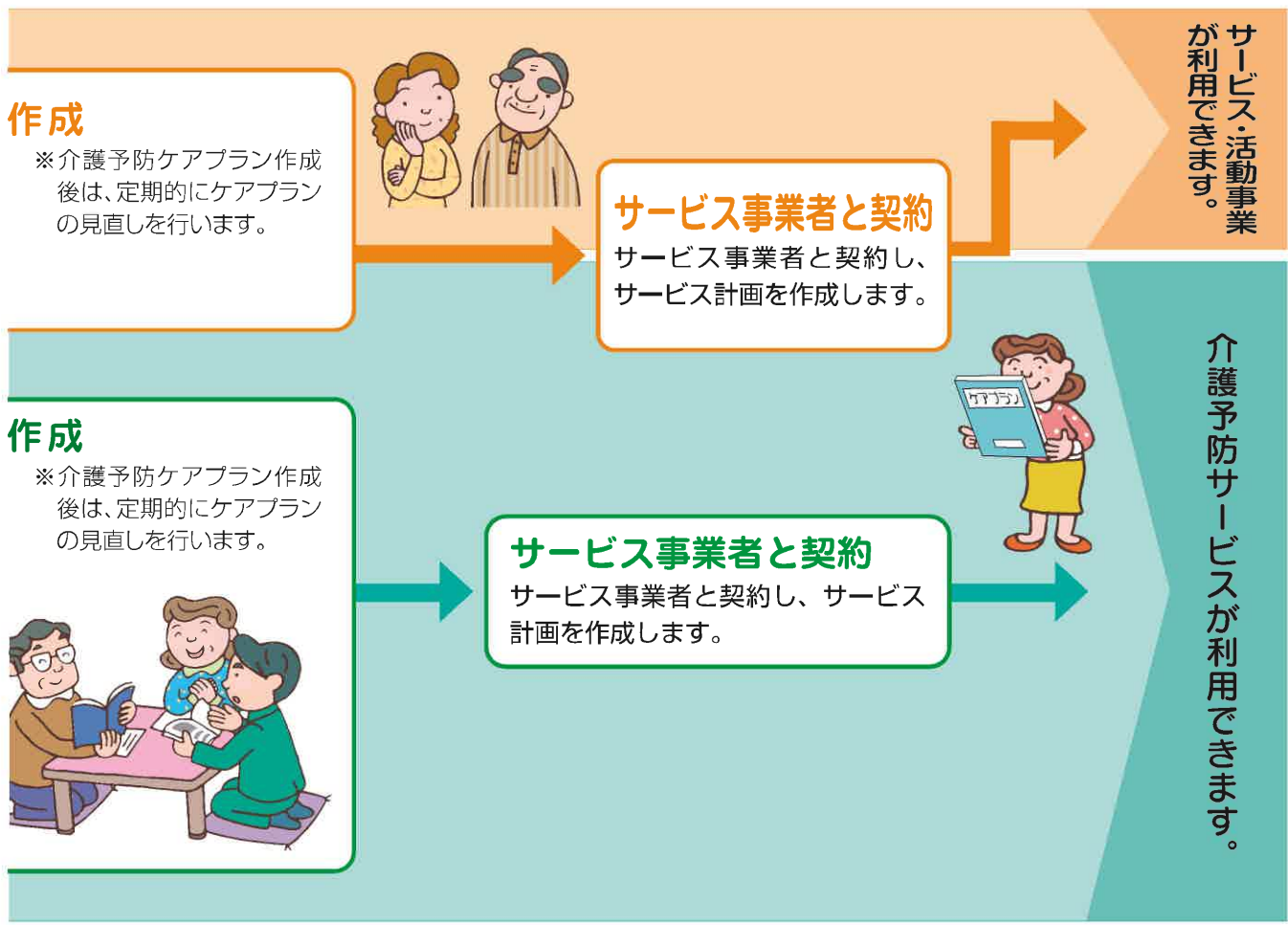
他者からの損害(交通事故等)を受けたことが原因で介護保険サービスを利用する場合は、被保険者が静岡市に損害を受けたことを届け出ることが義務付けられています。この届出により、本来加害者が負担すべき介護保険の保険給付分を静岡市が加害者に請求します。

提出書類は静岡市のホームページに掲載してあります。また、窓口で受け取ることもできます。お問い合わせは、介護保険課 給付・認定係(TEL 054-221-1374)へどうぞ。

◆利用を開始するには、(介護予防)ケアプランの作成が必要です。

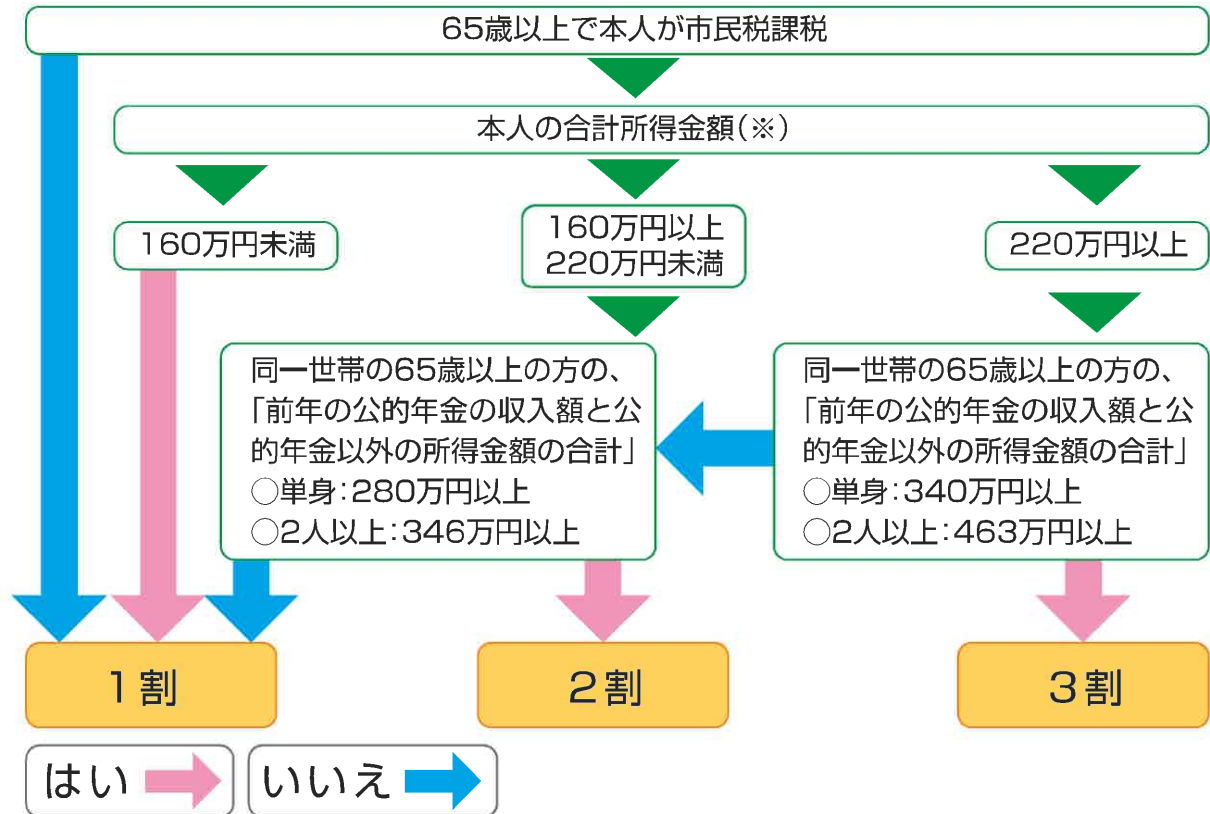


- ⚠ 認定結果が出る前でも介護（介護予防）サービスを利用することができますが、自己負担が生じる場合があります。
- ① 非該当と認定された場合、資格喪失等により認定されなかった場合………全額自己負担
 - ② 認定結果にもとづく支給限度額（→P19）を超えた場合………超過分自己負担



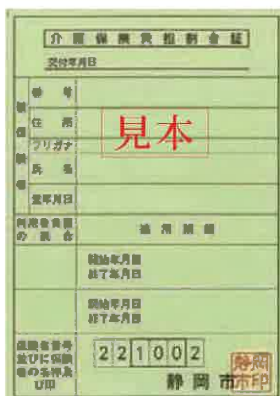
介護サービス利用時の自己負担

介護サービスを利用したときの自己負担割合は、本人の前年の所得に応じて1割、2割または3割のいずれかとなります。負担割合の判定は、下記の図を参照してください。



40～64歳以下(第2号被保険者)の方、市民税非課税の方、生活保護受給者の方は上記にかかわらず1割負担になります。
 ※合計所得金額とは、地方税法第292条第1項第13号に規定された、各収入金額から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額等)を控除した額の合計額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除を差し引く前の金額です。ただし、給与所得または、公的年金所得がある場合は、これらの所得の合計額から10万円を控除した額、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、特別控除後の額を用います。

負担割合証



要介護・要支援認定を受けている人と事業対象者に該当する人には、「介護保険負担割合証」を交付します。有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までで、毎年7月下旬に送付します。介護サービスを利用するときは、「介護保険被保険者証」と併せてサービス事業所に提示が必要です。

なお、負担割合は、世帯員の異動や所得更正などにより、期間の途中で遡って変わることがあります。その際には、新しい「介護保険負担割合証」を送付します。

★このページに関するお問い合わせは、介護保険課 給付・認定係 (TEL 054-221-1374) へどうぞ

在宅サービスの支給限度額

在宅サービスの利用にあたっては、要介護状態区分に応じて保険適用となる上限額(支給限度額)が定められています。上限額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分について全額が利用者の負担となります。

支給限度額の目安(1ヶ月)

要介護状態区分	支給限度額	自己負担の目安		
		1割負担	2割負担	3割負担
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

支給限度額適用外サービス

要支援1・2

- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護
- ・特定介護予防福祉用具購入
- ・介護予防住宅改修費支給

要介護1～5

- ・居宅療養管理指導
- ・特定施設入居者生活介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・特定福祉用具購入
- ・住宅改修費支給

(例) 要介護1で自己負担割合1割の方が、1ヶ月に20万円のサービスを利用した場合



Q&A

介護サービスを利用するときに負担する費用は？

以下のサービスは、サービス費用(1～3割の自己負担額)の他に、別途費用負担が発生します。

■通いで利用するサービス (通所介護、通所リハビリテーション など)



■宿泊して利用するサービス (短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護 など)

■施設に入所して利用するサービス (介護老人福祉施設、介護老人保健施設 など)



※サービス利用に係る費用は、事業所(施設)の体制やサービス内容、要介護状態区分等によって異なります。

★このページに関するお問い合わせは、介護保険課 給付・認定係 (TEL 054-221-1374) へどうぞ

り よう 利用できるサービス

ケアマネジャーと相談の上、様々なサービスの中から、本人にあったサービスを利用できます。

- 20～29ページに記載の自己負担の目安は、1割負担で代表的な内容のサービスを利用した場合の一例になります。提供されるサービスの内容、事業所(施設)の体制等によって自己負担額は異なります。
- 利用するサービスによって、食費、居住費などの自己負担が別途必要になります。費用については、利用を希望する事業所(施設)に直接お問い合わせください。
- **地**のマークがあるサービスは地域密着型サービスのため、原則として市外の事業所は利用できません。

自宅で利用するサービス

要介護1～5の人

ほうもんかいご

訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。また、通院のための乗降介助も利用できます。

<身体介護の例>

- ・食事や入浴の介助
- ・おむつ交換、排せつなどの介助
- ・通院、外出の付き添い など

<生活援助の例>

- ・食事の準備や調理
- ・衣類の洗濯や居室の掃除
- ・生活必需品の買い物 など

●自己負担の目安(1回につき)

身体介護	20分以上30分未満	255円
生活援助	20分以上45分未満	187円
通院等の乗降介助		101円

※早朝、夜間、深夜の場合は加算があります。

※共生型サービス事業所の場合は、障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

要支援1・2の人

ほうもんがた

訪問型サービス

「サービス・活動事業」の『訪問型サービス』を利用することができます。

⇒38ページ参照

ほうもんにゅうよくかいご
訪問入浴介護

介護職員と看護職員が入浴設備を積んだ移動入浴車などで自宅を訪問し、入浴の介助を行います。

●自己負担の目安

1回	1,320円
----	--------

かいご よ ほう ほうもんにゅうよくかいご
介護予防訪問入浴介護

●自己負担の目安

1回	892円
----	------

きよたくりょうようかんり し どう
居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問して療養上の管理や指導を行います。

●自己負担の目安

単一建物居住者1人に対して医師が行う場合

1回	515円
----	------

かいご よ ほう きよ たくりょうようかんり し どう
介護予防居宅療養管理指導

●自己負担の目安

単一建物居住者1人に対して医師が行う場合

1回	515円
----	------

要介護1～5の人

要支援1・2の人

訪問看護

医師の指示のもと、看護師などが自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

●自己負担の目安(1回につき)

訪問看護 ステーションから	30分未満	491円
病院・診療所から	30分未満	416円

介護予防訪問看護

●自己負担の目安(1回につき)

訪問看護 ステーションから	30分未満	470円
病院・診療所から	30分未満	398円

訪問リハビリテーション

医師の指示のもと、理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問してリハビリテーションを行います。

●自己負担の目安

1回(20分)	319円
---------	------

介護予防訪問リハビリテーション

●自己負担の目安

1回(20分)	308円
---------	------

夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回や随時の通報により自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介助などを行います。

●自己負担の目安(1月につき)

基本夜間対応型訪問介護費	1,031円
--------------	--------

※オペレーションセンターを設置している場合



■選択的サービス(1回につき)

定期巡回サービス費	388円
随時訪問サービス費(1人対応)	591円
随時訪問サービス費(2人対応)	796円

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回や随時の通報により自宅を訪問して入浴、排せつ、食事の介助などを行うとともに、看護師により療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

●自己負担の目安(1月につき)

	訪問看護あり	訪問看護なし
要介護1	8,280円	5,675円
要介護2	12,935円	10,129円
要介護3	19,744円	16,818円
要介護4	24,339円	21,275円
要介護5	29,487円	25,729円

※要支援1・2の人は利用できません。

※要支援1・2の人は利用できません。

通って利用するサービス

要介護1～5の人

つうしょかいご 通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターに通って、入浴、排せつ、食事等の介助や機能訓練を受けるサービスです。

●自己負担の目安(1回につき)

通常規模型事業所利用(所要時間7～8時間)の場合

要介護1	676円
要介護2	798円
要介護3	925円
要介護4	1,051円
要介護5	1,179円

+ 日常生活費
食費

※共生型サービス事業所の場合は、障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

要支援1・2の人

つうしょがた 通所型サービス

「サービス・活動事業」の「通所型サービス」を利用することができます。

⇒39ページ参照

ち いき みつちやくがた つうしょかいご 地域密着型通所介護 地

定員が18人以下のデイサービスセンターに通って、入浴、排せつ、食事等の介助や機能訓練を受けるサービスです。

●自己負担の目安(1回につき)

所要時間7～8時間の場合

要介護1	774円
要介護2	914円
要介護3	1,060円
要介護4	1,204円
要介護5	1,348円

+ 日常生活費
食費

※共生型サービス事業所の場合は、障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

にん ちしょうたい おうがた つうしょかいご 認知症対応型通所介護 地

認知症の人がデイサービスセンターに通って、入浴、排せつ、食事等の介助や機能訓練を受けるサービスです。

●自己負担の目安(1回につき)

単独型事業所利用(所要時間7～8時間)の場合

要介護1	1,027円
要介護2	1,139円
要介護3	1,250円
要介護4	1,363円
要介護5	1,474円

+ 日常生活費
食費

かいご よぼうにん ちしょうたい おうがた つうしょかいご 介護予防認知症対応型通所介護 地

●自己負担の目安(1回につき)

単独型事業所利用(所要時間7～8時間)の場合

要支援1	890円
要支援2	993円

+ 日常生活費
食費

要介護1～5の人		要支援1・2の人															
<p>つうしょ 通所リハビリテーション(デイケア)</p> <p>介護老人保健施設、病院、診療所などに通って、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために理学療法や作業療法などによるリハビリテーションを受けるサービスです。</p> <p>●自己負担の目安(1回につき) 通常規模(所要時間7～8時間)の場合</p> <table border="1"> <tr><td>要介護1</td><td>788円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>933円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>1,081円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>1,256円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>1,425円</td></tr> </table> <p>+ 日常生活費 食費</p>		要介護1	788円	要介護2	933円	要介護3	1,081円	要介護4	1,256円	要介護5	1,425円	<p>かいご よぼうつうしょ 介護予防通所リハビリテーション</p> <p>●自己負担の目安(1月につき)</p> <table border="1"> <tr><td>要支援1</td><td>2,343円</td></tr> <tr><td>要支援2</td><td>4,368円</td></tr> </table> <p>+ 日常生活費 食費</p>		要支援1	2,343円	要支援2	4,368円
要介護1	788円																
要介護2	933円																
要介護3	1,081円																
要介護4	1,256円																
要介護5	1,425円																
要支援1	2,343円																
要支援2	4,368円																

短期間入所するサービス

要介護1～5の人		要支援1・2の人															
<p>たん きにゆうしょせいかつかいご 短期入所生活介護(ショートステイ)</p> <p>介護老人福祉施設などに短期間入所して、入浴、排せつ、食事等の介助や機能訓練を受けるサービスです。</p> <p>●自己負担の目安(1日につき) 単独型事業所・従来型個室利用の場合</p> <table border="1"> <tr><td>要介護1</td><td>667円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>739円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>813円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>885円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>957円</td></tr> </table> <p>+ 日常生活費 食費 滞在費</p>		要介護1	667円	要介護2	739円	要介護3	813円	要介護4	885円	要介護5	957円	<p>かいご よぼうたん きにゆうしょせいかつかいご 介護予防短期入所生活介護</p> <p>●自己負担の目安(1日につき) 単独型事業所・従来型個室利用の場合</p> <table border="1"> <tr><td>要支援1</td><td>495円</td></tr> <tr><td>要支援2</td><td>616円</td></tr> </table> <p>+ 日常生活費 食費 滞在費</p>		要支援1	495円	要支援2	616円
要介護1	667円																
要介護2	739円																
要介護3	813円																
要介護4	885円																
要介護5	957円																
要支援1	495円																
要支援2	616円																
※共生型サービス事業所の場合は、障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。																	

<p>たん きにゆうしりょうようかいご 短期入所療養介護</p> <p>介護老人保健施設、介護医療院に短期間入所して、医学的管理の下における介護や機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。</p> <p>●自己負担の目安(1日につき) 介護老人保健施設・従来型個室(基本型)利用の場合</p> <table border="1"> <tr><td>要介護1</td><td>774円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>823円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>888円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>943円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>998円</td></tr> </table> <p>+ 日常生活費 食費 滞在費</p>		要介護1	774円	要介護2	823円	要介護3	888円	要介護4	943円	要介護5	998円	<p>かいご よぼうたん きにゆうしりょうようかいご 介護予防短期入所療養介護</p> <p>●自己負担の目安(1日につき) 介護老人保健施設・従来型個室(基本型)利用の場合</p> <table border="1"> <tr><td>要支援1</td><td>595円</td></tr> <tr><td>要支援2</td><td>746円</td></tr> </table> <p>+ 日常生活費 食費 滞在費</p>		要支援1	595円	要支援2	746円
要介護1	774円																
要介護2	823円																
要介護3	888円																
要介護4	943円																
要介護5	998円																
要支援1	595円																
要支援2	746円																

自宅での生活環境を整えるためのサービス

要介護1～5の人


要支援1・2の人

ふくし ようぐ たいよ
福祉用具の貸与

かいご よぼうふくし ようぐ たいよ
介護予防福祉用具の貸与

車いすや特殊寝台など、日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸し出しを行います。

【対象となる福祉用具】

- | | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ①車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換器 ⑦手すり (取り付け工事を伴わないもの) |  | <ul style="list-style-type: none"> ⑧スロープ (取り付け工事を伴わないもの) ⑨歩行器 ⑩歩行補助杖 ⑪認知症老人徘徊感知機器 ⑫移動用リフト (つり具部分を除く) ⑬自動排泄処理装置 |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|

●自己負担の目安 貸与金額の1割 (一定以上の所得のある場合は2割または3割)
※貸与金額は、用具の種類・品目・業者によって異なります。

⚠️ ①～⑥、⑪、⑫の福祉用具は、一定の例外となる場合を除き、要支援1・2、要介護1の人は利用できません。
⑬の福祉用具で便を吸引する機能があるものは、一定の例外となる場合を除き、要支援1・2、要介護1・2・3の人は利用できません。

とくていふくし ようぐ こうにゆうおよ たいよ
特定福祉用具の購入及び貸与

とくてい かいご よぼうふくし ようぐ こうにゆうおよ たいよ
特定介護予防福祉用具の購入及び貸与

貸与になじまない入浴や排せつなどの特定福祉用具を指定販売業者から購入した場合、その費用の一部を支給します。また、一部の特定福祉用具は購入か貸与を選択できます。

【購入が対象となる特定福祉用具】

- ① 腰掛便座
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 排泄予測支援機器
- ④ 入浴補助用具 入浴用いす、浴槽用手すり等
- ⑤ 簡易浴槽
- ⑥ 移動用リフトのつり具部分

申請が必要です

【購入及び貸与が選択できる特定福祉用具】

- ① 固定用スロープ
- ② 歩行器 (歩行車を除く)
- ③ 歩行補助杖 (松葉づえを除く)

購入の場合は
申請が必要です

●自己負担の目安 購入または貸与金額の1割 (一定以上の所得がある場合は2割または3割)
※購入費用の上限額は、毎年4月1日から1年間で10万円です。

⚠️ 指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給されません。

⚠️ 原則として、同じ種類のものは重複して購入できません。

手すりの取り付けや段差の解消など、自宅で生活が続けられるように、住所地の住宅の小規模な改修を行った場合、20万円を限度として、その費用の一部を支給します。

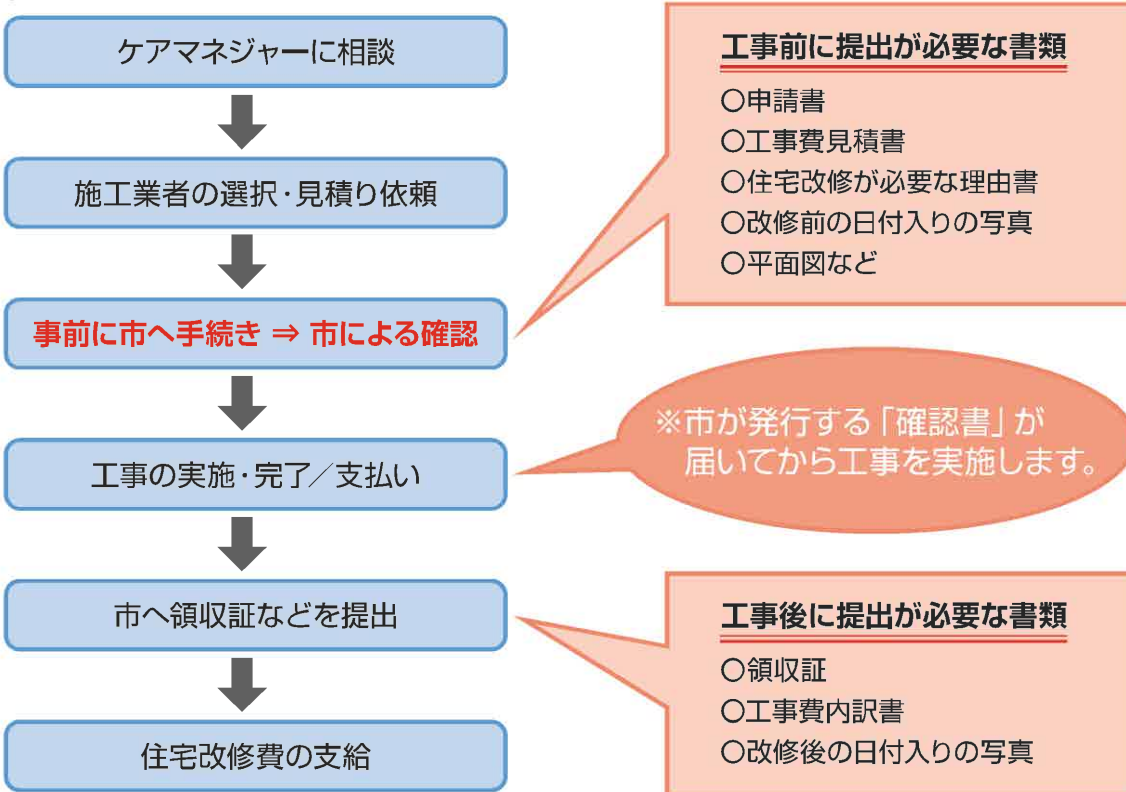
【対象となる工事】

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化などのための床、通路面の材料の変更
- ④ 引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤ 和式便器から洋式便器などへの便器の取り替え
- ⑥ ①～⑤の各工事に付帯して必要と認められる工事

●自己負担の目安 改修費用の1割～3割
※改修費用の上限額は20万円です。

事前の申請が
必要です

【手続きの流れ】



⚠ その他の助成制度との併用はできません。

～福祉用具の購入及び住宅改修にかかる費用について～

福祉用具の購入及び住宅改修にかかる費用は原則として、全額をいったん事業者に支払い、後日市に申請するとかかった費用の9割～7割が払い戻される仕組みになっています。

希望により、購入や改修にかかった費用の1割～3割だけを事業者に支払い、代わって事業者が9割～7割を受領する方法（代理受領）も利用できます。ただし、福祉用具の販売又は住宅改修を行う事業者が市に登録されている場合に限りです。

※「地域リハビリテーション推進センター」(TEL 054-249-3182)では、住宅改修・福祉用具の利用について実際に体験することができます。

⚠ いずれのサービスも事前に担当のケアマネジャーにご相談ください。

★このページに関するお問い合わせは、各区役所 高齢介護課 介護保険係 (→P3) へどうぞ

複数のサービスを組み合わせるサービス

要介護1～5の人

しょうき ぼ た き のうがた きょたくかいご 地 **小規模多機能型居宅介護**

通いを中心に随時の訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介助や機能訓練を受けるサービスです。

- 自己負担の目安(1月につき)
同一建物居住者以外の利用者の場合

要介護1	10,804円		
要介護2	15,878円		日常生活費
要介護3	23,097円	+	食費
要介護4	25,492円		宿泊費
要介護5	28,107円		

要支援1・2の人

かいご よほうしょうき ぼ た き のうがた きょたくかいご 地 **介護予防小規模多機能型居宅介護**

入浴、排せつ、食事等の介助や機能訓練を受けるサービスです。

- 自己負担の目安(1月につき)
同一建物居住者以外の利用者の場合

要支援1	3,564円		
要支援2	7,202円	+	日常生活費
			食費
			宿泊費

かん ごしょうき ぼ た き のうがた きょたくかいご 地 **看護小規模多機能型居宅介護** (複合型サービス)

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスです。

- 自己負担の目安(1月につき)
同一建物居住者以外の利用者の場合

要介護1	12,858円		
要介護2	17,990円		日常生活費
要介護3	25,289円	+	食費
要介護4	28,683円		宿泊費
要介護5	32,445円		

※要支援1・2の人は利用できません。

自宅から移り住んで利用するサービス

要介護1～5の人

とくてい し せつにゆうきよしゃせい かつかい こ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居して、入浴、排せつ、食事等の介助、機能訓練や療養上の世話を受けるサービスです。

●自己負担の目安(1日につき)

要介護1	557 円	+ 日常生活費 + 食費 + 家賃相当額
要介護2	626 円	
要介護3	698 円	
要介護4	764 円	
要介護5	835 円	

要支援1・2の人

かいこ よ ぼうとくてい し せつにゆうきよしゃせい かつかい こ 介護予防特定施設入居者生活介護

●自己負担の目安(1日につき)

要支援1	188 円	+ 日常生活費 + 食費 + 家賃相当額
要支援2	322 円	

ち いきみつちやくがた とくてい し せつにゆうきよしゃせい かつかい こ 地 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が 29 人以下の有料老人ホームなど介護専用型特定施設に入居して、入浴、排せつ、食事等の介助、機能訓練や療養上の世話を受けるサービスです。

●自己負担の目安(1日につき)

要介護1	561 円	+ 日常生活費 + 食費 + 家賃相当額
要介護2	631 円	
要介護3	704 円	
要介護4	771 円	
要介護5	843 円	

※要支援 1・2 の人は利用できません。

にん ちしょうたいおうがたきょうどうせい かつかい こ 地 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症の人が共同生活を送りながら、日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

●自己負担の目安(1日につき)

2ユニットの事業所利用の場合

要介護1	774 円	+ 日常生活費 + 食費 + 家賃相当額
要介護2	810 円	
要介護3	834 円	
要介護4	851 円	
要介護5	868 円	

かいこ よ ぼうにん ちしょうたいおうがたきょうどうせい かつかい こ 地 介護予防認知症対応型共同生活介護

●自己負担の目安(1日につき)

2ユニットの事業所利用の場合

要支援2	770 円	+ 日常生活費 + 食費 + 家賃相当額
※要支援1の人は利用できません。		

施設に入所して利用するサービス

⚠ 要支援 1・2 の人は入所できません。

かいごろうじんふくししせつ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

定員が 30 人以上の特別養護老人ホームで、常時介護が必要で、自宅では介護ができない方が、食事、入浴、排せつの介助など日常生活介護や療養上の世話を受けられる施設です。

●自己負担の目安(1日につき)

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	752円	752円	837円
要介護4	824円	824円	910円
要介護5	895円	895円	981円

日常生活費
 + 食費
居住費

※新規入所は、原則として要介護 3 以上の方です。

ちいきみっぢゃくがたかいごろうじんふくししせつにゆうしよしゃせいかつかいご 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地

定員が 29 人以下の特別養護老人ホームで、常時介護が必要で、自宅では介護ができない方が、食事、入浴、排せつの介助など日常生活介護や療養上の世話を受けられる施設です。

●自己負担の目安(1日につき)

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	766円	766円	851円
要介護4	839円	839円	926円
要介護5	911円	911円	998円

日常生活費
 + 食費
居住費

※新規入所は、原則として要介護 3 以上の方です。

かいごろうじんほけんしせつ 介護老人保健施設

病状が安定し、自宅へ戻ることを目指して医学的管理のもとで介護・機能訓練などが受けられる施設です。

●自己負担の目安(1日につき)

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	737円	815円	824円
要介護2	784円	866円	871円
要介護3	851円	933円	938円
要介護4	907円	987円	995円
要介護5	958円	1,040円	1,046円

日常生活費
 + 食費
居住費

介護医療院

長期にわたって療養が必要な方が、医療と日常生活介護が一体的に受けられる施設です。

●自己負担の目安(1日につき)

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	741円	856円	873円
要介護2	855円	969円	986円
要介護3	1,099円	1,214円	1,232円
要介護4	1,204円	1,318円	1,336円
要介護5	1,298円	1,413円	1,429円

日常生活費
+ 食費
居住費



介護施設の居室の種類は？

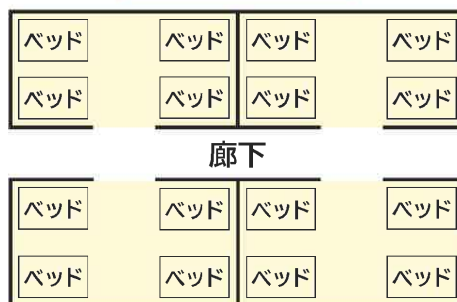
居室の種類は下記の4タイプがあり、それぞれ特徴が異なります。

従来型個室



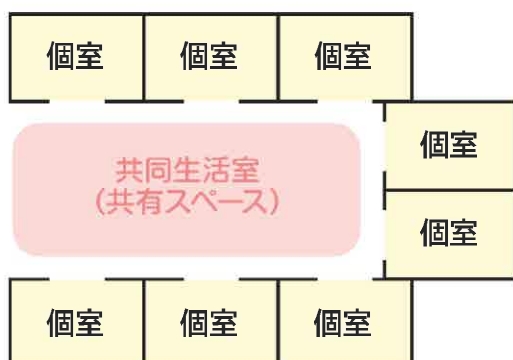
壁で区切られた完全個室タイプの居室

多床室



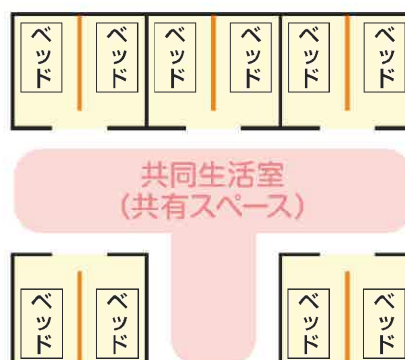
カーテンなどで区切られた相部屋タイプの居室

ユニット型個室



完全個室型の居室の前に共有スペースがあり、入居者や施設スタッフとの交流がしやすい構造となっています。

ユニット型個室的多床室



以前は大部屋だった居室を簡易的な壁で区切っているため、完全個室ではない居室となります。

利用者負担の軽減

① 食費・居住費（滞在費）の自己負担額の軽減

事前申請

施設サービスと短期入所サービスを利用する場合の食費・居住費（滞在費）は、原則として全額が自己負担となりますが、申請により「負担限度額」の認定を受けた人は、施設へ事前に認定証を提示することで下記の額に軽減され、国が定める基準費用額との差額が保険給付されます（特定入所者介護サービス）。なお、認定証の有効期間は毎年7月31日までです。

⚠ 給付額減額中（→P10）は支給されません。

国が定める基準費用額（令和8年8月から適用予定） (円/日)

食費	居住費						
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室		多床室		
			介護老人福祉施設 短期入所生活介護	介護老人保健施設 介護医療院	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	介護老人保健施設・介護医療院 室料徴収する場合	室料徴収しない場合
1,545	2,066	1,728	1,231	1,728	915	697	437

食費・居住費の自己負担限度額（令和8年8月から適用予定） (円/日)

利用者 負担 段階	所得の状況		対象者の要件 ・世帯全員が市民税非課税 ・預貯金額等が一定額以下	食費	居住費				
					ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	
1	生活保護受給者		要件なし	300	880	550	550 [380]	0	
	高齢福祉年金受給者		世帯全員が市民税非課税						
2	年金収入額 (非課税年金 を含む)と 公的年金以外 の所得金額	826,500円 以下		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	390 (600)	880	550	550 [480]	430
3-①		826,500円超 120万円以下		単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	680 (1,030)	1,370	1,370	1,370 [880]	430
3-②		120万円超		単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,420 (1,360)	1,470	1,470	1,470 [980]	530 <430>
4	市民税課税世帯の人		第4段階の方は原則対象外ですが、特例的に軽減を受けられる場合があります。(31ページ参照)						

()内は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合となります。

【 】内は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合となります。

<>内は、老健・医療院等で室料を徴収しない場合となります。

※1 年金収入額「826,500円」及び3-②の食費・居住費について、令和8年7月まで金額が異なります。令和8年4月～7月の認定を受ける場合は、金額について窓口にてご相談ください。

※2 2号被保険者(65歳未満)は、段階にかかわらず、預貯金等の金額の要件は単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下となります。

※3 住民税課税状況、預貯金等の判定には、世帯分離の配偶者、事実上の婚姻状態にある者も含まれます。

※4 「預貯金等」に含まれるものは、P31ページをご確認ください。

軽減対象サービス

- 短期入所生活介護(予防含む) ○短期入所療養介護(予防含む) ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

申請窓口・問合せ先

- 各区役所の高齢介護課 介護保険係(→P3)(お住まい以外の区役所でも可能です。)

申請に必要なもの

- ① 保有する口座全ての預貯金通帳(定期預金等を含む)のコピー
(口座名義、銀行名、支店名、口座番号、申請日の直前から2か月前までの明細がわかるページ、定期預金のページ。預貯金通帳類は記帳を済ませてください。)
- ② 有価証券、債権等のコピー(所有している場合。)

※上記①②は配偶者がいる場合は配偶者分も必要となります。

※成年後見人が申請を行う場合、上記のほかに、「登記事項証明書の写し」が必要となります。

※申請書にマイナンバー(個人番号)の記入をお願いします(→P35「お知らせ」参照)。



「預貯金等」にはどのようなものが含まれますか？ また、どのように確認するのでしょうか？

預貯金等に含まれるものは、次の表のとおりです。負債(借入金・住宅ローンなど)は、預貯金等の額から差し引いて計算します。

申請書に預貯金額や負債額を記載していただくとともに、次の表の「確認方法」に記載の添付書類等を付けていただくことになります。その上で、市が必要に応じて金融機関に照会を行います。

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金(普通・定期)	通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
現金	自己申告

※預貯金等に含まれないものとしては、生命保険、自動車、腕時計、宝石などの時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財などがあります。

利用者負担段階第4段階(市民税課税層)に対する 食費・居住費の特例減額措置

事前申請

市民税課税世帯の人や配偶者が市民税課税の人(第4段階の人)は、原則として、食費・居住費は軽減されませんが、一定要件をすべて満たす場合、申請により特例的に第3段階②として軽減が受けられます。ただし、短期入所サービスは対象外です。

対象者の要件 下記1～6の全ての要件に当てはまる人

1. 世帯員が2人以上いること。(配偶者は、別世帯であっても世帯員として数えます。)
2. 介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担していること。
※介護保険施設とは、介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院のことです。
3. 全ての世帯員の前年収入から、利用者負担・食費・居住費の年間見込み額を除いた額が809,000円以下であること。
※収入は、公的年金等の収入額と年金以外の合計所得金額の合計です。
※「809,000円」の基準について、令和8年8月から「826,500円」に見直しされる予定です。
4. 全ての世帯員の預貯金等の合計額が450万円以下であること。
※預貯金等には、現金・有価証券・株券・投資信託が含まれます。
5. 全ての世帯員が、居住用の家屋やその他日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産を有していないこと。
6. 全ての世帯員が介護保険料を滞納していないこと。

※詳しくは、各区役所の高齢介護課介護保険係(→P3)にお問い合わせください。

② 社会福祉法人により提供されるサービス利用料の軽減

事前申請

低所得で特に生活が困難な方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合、サービス費用の1割、食費、居住費（滞在費）、宿泊費が、下記の割合で軽減されます。

この制度の利用を希望する方は、申請後、市が交付する確認証を事業所に事前に提示する必要があります。なお、確認証の有効期間は毎年7月31日までとなります。

軽減対象サービス	軽減対象となるもの	軽減割合
訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 訪問介護相当サービス	サービス利用料(1割分)	25% ※老齢福祉年金受給者は50% ※生活保護受給者は対象外
通所介護 (介護予防)認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護 通所介護相当サービス	サービス利用料(1割分) 食費	25% ※老齢福祉年金受給者は50% ※生活保護受給者は対象外
(介護予防)短期入所生活介護★ (介護予防)小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護★ 介護老人福祉施設★	サービス利用料(1割分) 食費 居住費(滞在費) 宿泊費	25% ※老齢福祉年金受給者は50% ※生活保護受給者は★のサービスに係る 個室の居住費(滞在費)のみ100%

※P30の「負担限度額」の認定を受けていない人は(介護予防)短期入所生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における食費・居住費(滞在費)については軽減されません。

対象者の要件 下記1～6の全ての要件に当てはまる人

1. 市民税が世帯非課税の人。
2. 年間収入が単身世帯で150万円以下であること。
※年間収入は非課税収入や仕送りなどを含む。また、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算する。
3. 預貯金等の額が単身世帯で350万円以下であること。
※世帯員が1人増えるごとに100万円を加算する。
4. 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
※ご自身が所有し、生活する住居と土地は除く。
5. 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。(税法上の扶養又は医療保険の扶養になっていないこと。)
6. 介護保険料を滞納していないこと。

申請窓口・問合せ先

- 各区役所の高齢介護課 介護保険係(→P3)(お住まい以外の区役所でも可能です。)

申請に必要なもの

- ① 収入がわかる書類(源泉徴収票、確定申告書、預金通帳のコピーなど)
※公的年金以外の収入(個人年金、仕送り、恩給、給与、不動産などの収入)がある場合
・令和8年4月～7月に申請される方…令和6年1月1日以降の収入が確認できる書類
・令和8年8月～令和9年3月に申請される方…令和7年1月1日以降の収入が確認できる書類
- ② 保有する口座全ての預貯金通帳(定期預金等を含む)のコピー
(口座名義、銀行名、支店名、口座番号、申請日の直近から2か月前までの明細がわかるページ、定期預金のページ。預貯金通帳類は記帳を済ませてください。)
- ③ 有価証券、債権等のコピー(所有している場合。)

※上記①～③は世帯員がいる場合は世帯全員分が必要となります。

※成年後見人が申請を行う場合、上記のほかに、「登記事項証明書の写し」が必要となります。

③ 高額介護サービス費等の支給

世帯ごとの自己負担額の合計が、下表の上限額を超えた時は、申請により超えた分が支給されます。この制度の対象となる人で、申請をされていない人には、市からお知らせが届きます。(2回目以降の支給には、申請不要です。)

◎高額介護予防サービス費相当事業費も同じ取り扱いです。

⚠ 給付額減額中(→P10)は支給されません。

所得の区分	上限額 (月額)
生活保護を受給している方	15,000 円 (個人)
世帯全員が市民税非課税の方	24,600 円 (世帯)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢福祉年金を受給している方 ・ 前年の公的年金収入額 (課税年金のみ) とその他の合計所得金額の合計が 80.9 万円以下の方 	15,000 円 (個人)
世帯のどなたかが市民税課税で、同じ世帯に 65 歳以上で課税所得が 380 万円未満の方がいる場合	44,400 円 (世帯)
世帯のどなたかが市民税課税で、同じ世帯に 65 歳以上で課税所得が 380 万円以上 690 万円未満の方がいる場合	93,000 円 (世帯)
世帯のどなたかが市民税課税で、同じ世帯に 65 歳以上で課税所得が 690 万円以上の方がいる場合	140,100 円 (世帯)

※年金収入等「809,000円」の基準について、令和8年8月から「826,500円」に見直しされる予定です。

申請窓口・問合せ先

- 各区役所の高齢介護課 介護保険係(→P3)(お住まい以外の区役所でも可能です。)

申請に必要なもの

- 振込希望の預貯金通帳(本人以外の口座の場合、委任が必要になります。)

※申請書にマイナンバー(個人番号)の記入をお願いします(→P35「お知らせ」参照)。
 ※介護保険サービス費以外の費用(食費・居住費・日常生活費等)は、対象外です。
 ※世帯員の異動や市民税課税状況の変動などにより上限額が変わることがあります。
 ※成年後見人が申請を行う場合、「登記事項証明書の写し」が必要となります。

④ 高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険の自己負担額の年額（8月から翌年7月まで）が、下記の限度額を超える場合、申請によりその超えた分について給付される制度です。

7月31日時点で加入している医療保険者で支給額の合計を計算し、各医療保険者・介護保険者からそれぞれ支給されます。

■ 合算した場合の自己負担限度額（計算期間：8月～翌年7月）

※所得区分については、ご加入の医療保険者へお問い合わせください。

(1) 国民健康保険または被用者保険に加入で、70歳未満の人

所得区分		自己負担限度額
国保	基礎控除後の所得901万円超	212万円
健保	標準報酬月額83万円以上	
国保	基礎控除後の所得600万円超～901万円以下	141万円
健保	標準報酬月額53～79万円	
国保	基礎控除後の所得210万円超～600万円以下	67万円
健保	標準報酬月額28～50万円	
国保	基礎控除後の所得210万円以下	60万円
健保	標準報酬月額26万円以下	
世帯全員が市民税非課税		34万円

(2) ①後期高齢者医療制度の加入者

②国民健康保険または被用者保険に加入で、70歳以上の人

所得区分		自己負担限度額
現役並み 所得者	課税所得 690 万円以上	212 万円
	課税所得 380 万円以上	141 万円
	課税所得 145 万円以上	67 万円
一般所得者	課税所得 145 万円未満	56 万円
低所得Ⅱ	市民税非課税	31 万円
低所得Ⅰ	市民税非課税（所得が一定以下）	19 万円（注1）

申請窓口・問合せ先

●ご加入の医療保険者（注2）

（注1）介護サービス利用者が複数いる場合、介護保険分の算定は31万円の限度額を用いて計算します。

（注2）ご加入の医療保険が、静岡市国民健康保険・後期高齢者医療制度の場合は、各区役所の保険年金課が窓口になります。

⑤ 居宅サービス利用促進事業

事前申請

申請により利用した居宅サービスの自己負担額（社会福祉法人により提供されるサービス利用料の軽減がある場合は、軽減後の自己負担額）のうち、3千円を超えた金額の50%が支給されます。

対象者の要件

同居家族（別世帯含む）全員の3ヶ月間の平均収入と家族構成に応じた基本的な生活費※などの比較により判定します。（要件や必要な書類について、詳しくは、問合せ先までお尋ねください。）

※年齢と世帯構成に応じた生活保護の基準額をもとに、生活費を算出します。

申請窓口・問合せ先

- 各区役所の高齢介護課 介護保険係（→P3）（お住まい以外の区役所でも可能です。）

山間地域居住者へのサービス提供（サービス事業者向けの補助事業）

山間地域に居住している人に対象サービス（訪問介護、訪問看護、訪問入浴、訪問介護相当サービス）の提供を行なったサービス事業者に対し、補助金を交付する事業を行なっています。

事前に届出が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください。

※山間地域…井川、梅ヶ島、大河内、玉川、大川、清沢

申請窓口・問合せ先

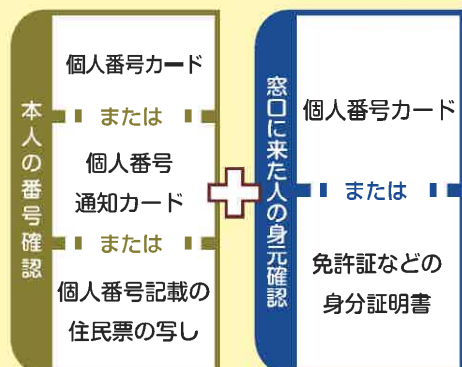
- 介護保険課 給付・認定係（TEL 054-221-1374）

お知らせ

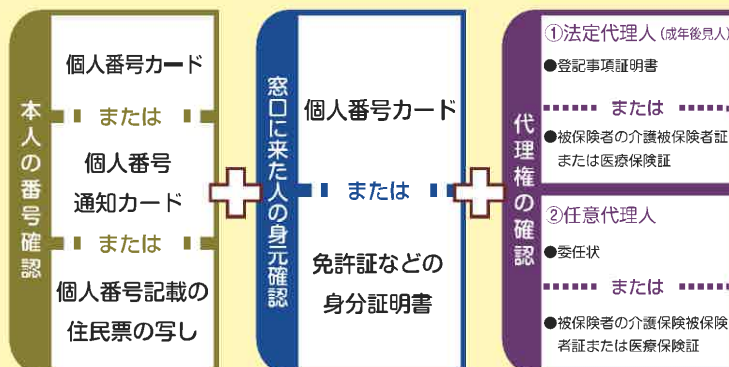
マイナンバー（個人番号）制度導入にともない介護保険関係の申請書類（一部）にマイナンバー（個人番号）記入をお願いしています。

本人または同居家族が窓口で申請する場合

※住民票上、同一世帯でない同居家族の場合は代理人申請と同様



代理人申請を行う場合



《個人番号記入が必要な申請書》

- ◇介護保険被保険者証等再交付申請書 ◇介護保険要介護認定・要支援認定・要介護更新認定・要支援更新認定申請書
- ◇介護保険要介護認定・要支援認定区分変更申請書 ◇介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書
- ◇高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書 ◇介護保険負担限度額認定申請書 等

かいごよぼう にちじょうせい かつ し えんそうごう じぎょう 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

じぶん い
～いつまでも自分らしく生きるために～

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)は、高齢者が自宅で自立した生活ができるよう、また今より重症化しないことを目指して、早期から取り組むことができる事業で、**サービス・活動事業**と**一般介護予防事業**の二つがあります。

総合事業

サービス・活動事業→P38-39

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス
- ・その他の生活支援サービス

対象者

- ・要支援1・2の人
- ・基本チェックリストに該当した人(事業対象者)

一般介護予防事業→P40

- ・S型デイサービス
- ・しずおか ちゃちゃちゃ
- ・しぞ〜かでん伝体操教室
- ・元気いきいき！シニアサポーター事業
- ・元気で長生き栄養講座 など

対象者

- ・65歳以上のすべての人

総合事業のポイント

- 要支援1・2の人は、**介護予防サービス**と**サービス・活動事業**を利用できます。
- 基本チェックリストに該当した人は、**サービス・活動事業**のサービスが利用できます。
要介護(要支援)認定を受けずに、総合事業の利用が開始できます。
- 65歳以上のすべての人は、**一般介護予防事業**にご参加いただけます。

基本チェックリストとは

日常生活の様子や身体機能状態、栄養・口腔の状態、外出頻度などを確認するための33項目から構成されています。これに該当した人は、要支援認定を受けずに総合事業のサービスが利用できます。

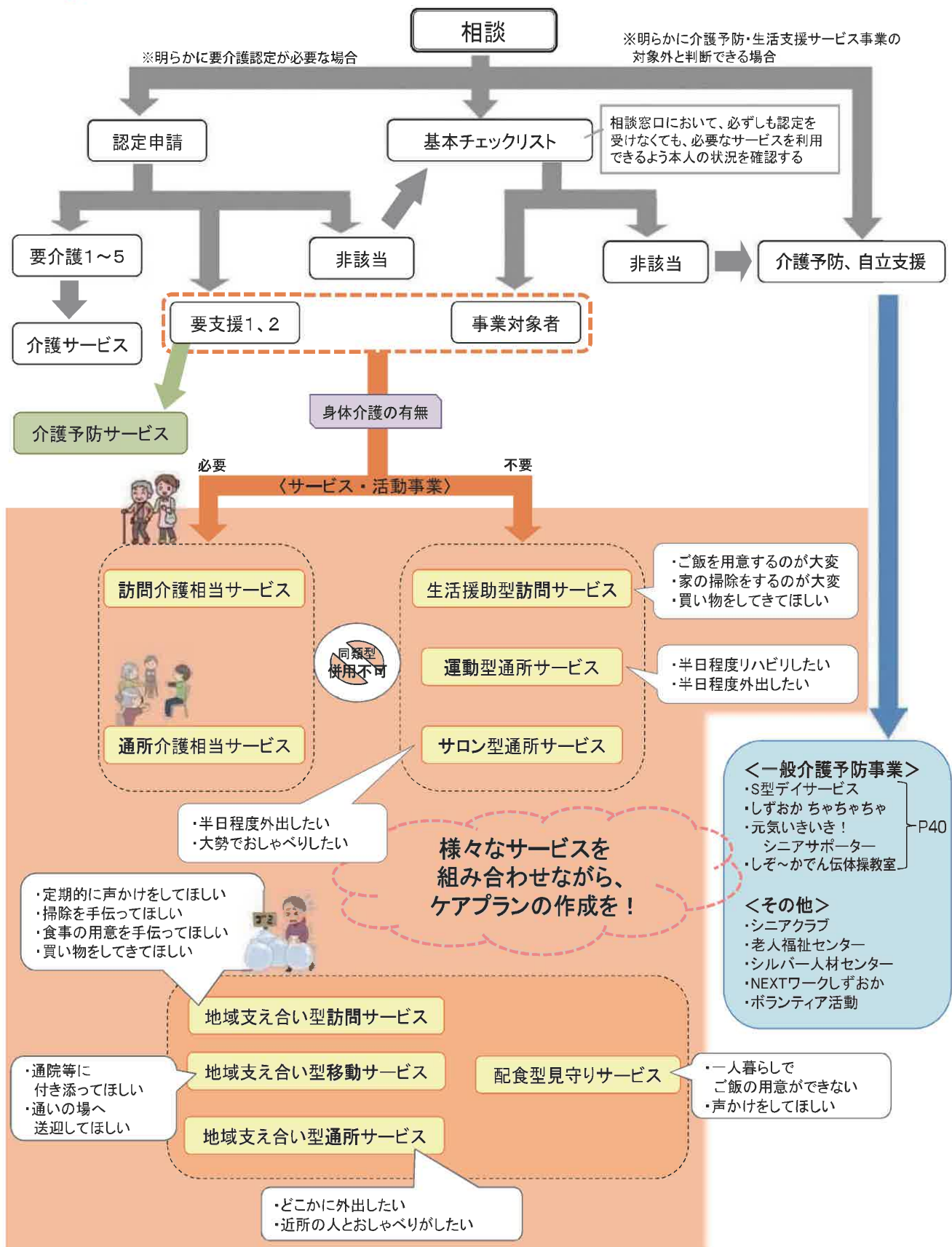
基本チェックリスト(一部抜粋)

<input type="checkbox"/> 日用品の買い物をしていますか
<input type="checkbox"/> この1年間に転んだことがありますか
<input type="checkbox"/> 6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか
<input type="checkbox"/> 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
<input type="checkbox"/> 週に1回以上は外出していますか
<input type="checkbox"/> 周りの人から「いつも同じことを聞く」などのもの忘れがあると言われますか

最近「体の動きが大変になってきた」「食欲がなくなってきた」「外出がしづらくなってきた」などのことが気になったら、早期に総合事業に取り組みましょう。症状の軽減、回復につながります。

日常生活に必要な機能の低下が気になったら地域包括支援センターに相談しましょう。

総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)の流れ



★このページに関するお問い合わせは、地域包括ケア推進課 地域支援係 (TEL 054-221-1203) へどうぞ

サービス・活動事業

かつ どう じ ぎょう

要支援1・2、事業対

訪問型サービス

■訪問介護相当サービス



自立した日常生活を送ることができるよう、ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介助などの身体介護や、掃除、洗濯、調理、買い物支援等の生活支援を受けるサービスです。

問合わせ 介護保険課 給付・認定係

●自己負担の目安(1月につき)

週1回程度利用	1,226円
週2回程度利用	2,448円
週2回を超える利用(要支援2のみ)	3,884円

1割負担の基本料金を掲載しています。(加算料金は含まれません。)

TEL:054-221-1374

訪問型サービスA

■生活援助型訪問サービス



自立した日常生活を送ることができるよう、ホームヘルパーが自宅を訪問して、掃除、洗濯、調理、買い物支援等の生活支援を受けるサービスです。

問合わせ 介護保険課 給付・認定係

●自己負担の目安(1月につき)

週1回程度利用	858円
週2回程度利用	1,713円
週2回を超える利用(要支援2のみ)	2,718円

1割負担の基本料金を掲載しています。(加算料金は含まれません。)

TEL:054-221-1374

訪問型サービスB

■地域支え合い型訪問サービス

地域のボランティアなどによる生活支援サービスです。

問合わせ 地域包括ケア推進課 地域支援係 TEL:054-221-1203

訪問型サービスD

■地域支え合い型移動サービス(共助による日常生活交通支援事業)



地域のボランティアによる乗合の移動支援サービスです。

※運行を実施している地区でのみ利用可能です。

運行目的地	①駅・バス停、②スーパー、③クリニック、④介護予防活動の目的地等
利用者負担額	1回 200円(片道)

問合わせ 交通政策課 生活交通係 TEL:054-221-1025

象者の方へのサービス

通所型サービス

■ 通所介護相当サービス



自立した日常生活を送ることができるよう、デイサービスセンターなどに通って、日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスです。

問合わせ 介護保険課 給付・認定係

●自己負担の目安(1月につき)

週1回程度利用(事業対象者・要支援1)	1,847円
週2回程度以上の利用(要支援2)	3,719円

1割負担の基本料金を掲載しています。(加算料金は含まれません。)
◆このほかに、日常生活費や食費などの費用が必要になります。

TEL:054-221-1374

通所型サービスA1

■ 運動型通所サービス



運動機能の維持向上を目指し、デイサービスセンターなどに通って、機能訓練などを受けるサービスです。

問合わせ 介護保険課 給付・認定係

●自己負担の目安(1月につき)

週1回程度利用(事業対象者・要支援1)	1,477円
週2回程度以上の利用(要支援2)	2,975円

1割負担の基本料金を掲載しています。(加算料金は含まれません。)
◆このほかに、日常生活費や食費などの費用が必要になります。

TEL:054-221-1374

通所型サービスA2

■ サロン型通所サービス



閉じこもり防止を目的とし、デイサービスセンターなどに通って、体操やレクリエーション等を集団で受けるサービスです。

問合わせ 介護保険課 給付・認定係

●自己負担の目安(1月につき)

週1回程度利用(事業対象者・要支援1)	1,292円
週2回程度以上の利用(要支援2)	2,603円

1割負担の基本料金を掲載しています。(加算料金は含まれません。)
◆このほかに、日常生活費や食費などの費用が必要になります。

TEL:054-221-1374

通所型サービスB

■ 地域支え合い型通所サービス

閉じこもり防止のための地域ボランティアによるデイサービスです。

問合わせ 地域包括ケア推進課 地域支援係 TEL:054-221-1203

その他の生活支援サービス

■ 配食型見守りサービス



日常的に食事の準備に支障がある方を対象に、配食を通して安否確認を行います。

ひとり暮らし等の
利用条件があります。

問合わせ 各区役所 高齢介護課 高齢者福祉係(→P3)

一般介護予防事業

S型デイサービス

閉じこもりの予防や健康保持のために、地域のボランティアによる交流会、レクリエーションや簡単な体操などを、地域にある集会所等で行います。

担当 地域包括ケア推進課 地域支援係 (TEL:054-221-1203)

問い合わせ 静岡市社会福祉協議会 (各区地域福祉推進センター)
(葵区: TEL 054-249-3183、駿河区: TEL 054-280-6150、清水区: TEL 054-371-0292)

しずおか ちゃちゃちゃ

人生の充実を応援する講座やイベントなど、趣味や学びを楽しみながら、新たな仲間とも出会えるプログラムです。

問い合わせ 地域包括ケア推進課 企画係 (TEL:054-221-1572)

元気いきいき！シニアサポーター事業

介護施設やS型デイサービスなどで地域貢献活動を行うとポイントが貯まり“静岡市の地場産品”と交換できる事業です。

問い合わせ 介護保険課 総務係 (TEL:054-221-1202)

しぞ〜かでん伝体操教室

加齢に伴う筋力低下を予防するために、しぞ〜かでん伝体操を通じて、心身機能の維持改善を図ります。

問い合わせ 地域リハビリテーション推進センター 地域リハビリ係 (TEL:054-249-3182)

歯つらつ健口講座 (出張型)

高齢期の食べる機能の維持や誤嚥性肺炎予防の知識の普及を図るため、口腔ケアに関する講話や口腔機能向上体操 (歯っぴー☆スマイル体操) 等を市内各所で行います。
※団体からの申込制 (希望多数の場合は、お断りする場合がございます。)

問い合わせ 健康づくり推進課 口腔保健支援センター (TEL:054-249-3175)



元気で長生き栄養講座 ~毎日の食事を楽しもう!~

栄養士が低栄養予防やバランスのとれた食事についての講話等を行います。

問い合わせ 各区役所 健康支援課
(葵区: TEL 054-249-3196、駿河区: TEL 054-285-8377、清水区: TEL 054-348-7981)
※5月7日以降は下記の電話番号をご利用ください。
(葵区: TEL 054-221-5049、駿河区: TEL 054-204-3813、清水区: TEL 054-348-7714)

生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者の方が増加し、軽度の生活支援を必要とする方が増えています。市は、多様な生活支援・介護予防サービスを提供できるように地域づくりやボランティア等の多様な生活支援の担い手の養成を進めていきます。ボランティアには、高齢者を含む地域住民の参加が期待されています。

生活支援・介護予防サービス

- ニーズに合った多様なサービス
- 住民主体、NPO、民間企業等多様な主体によるサービス
- 地域サロン、見守り、安否確認、外出支援、買い物、調理、掃除 等

生活支援の担い手としての社会参加

高齢者の社会参加

- 現役時代の能力を活かした活動
- 興味関心がある活動
- 新たにチャレンジする活動
- 一般就労、起業、趣味活動、健康づくり活動、地域活動、ボランティア活動 等

その他サービス

高齢者・在宅福祉サービス

在宅の65歳以上の要介護(要支援)認定者へのサービス

サービス名	サービス内容
紙おむつの支給	要介護4～5の方を対象に紙おむつ引換券を支給します。 (要介護1～3の方で特に排泄機能に支障があると認められる場合にも、紙おむつ引換券を支給します。) (所得制限あり※1、障害者福祉サービスにおいて紙おむつ券を支給されている方は対象外) 問い合わせ 各区役所 高齢介護課 高齢者福祉係(→P3)
理容・美容サービス	要介護3～5で、寝たきりなどにより外出することが困難な方を対象に理容師・美容師が訪問し頭髪カットを行います。(対象となるのは頭髪カットのみです。) 問い合わせ 各区役所 高齢介護課 高齢者福祉係(→P3)
配食型見守りサービス	要介護1～5(第2号被保険者を含む。介護保険被保険者証をお持ちでない生活保護受給者は除く)で日常的に食事の準備に支障がある方を対象に、配食を通して安否確認を行います。 ※事業対象者、要支援1・2の方は、介護予防生活支援サービス事業の「配食型見守りサービス」(→P39)が利用できます。 問い合わせ 各区役所 高齢介護課 高齢者福祉係(→P3)

在宅の65歳以上の方へのサービス

サービス名	サービス内容
ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム	ひとり暮らしの方、又は寝たきりなどの方がいる二人暮らしの世帯などを対象(所得制限あり※1)に緊急時の通報機、感知器による火災・ガス漏れの通報等のサービスを行います。 問い合わせ 各区役所 高齢介護課 高齢者福祉係(→P3)

※1 生活保護世帯又は全ての世帯員が市民税非課税である世帯に属する方

65歳以上の方へのサービス ※聴覚障害に関する障害者手帳交付対象者を除く

サービス名	サービス内容
補聴器購入費補助金	医療機関で補聴器装用が必要と診断された方を対象に、補聴器購入費の一部を補助します。補助金額の上限は3万円です。補聴器を購入する前に申請手続が必要であることや、介護予防活動等へ取り組むことなどの要件があります。 問い合わせ 高齢者福祉課 いきいき長寿係(TEL:054-221-1586)



保健サービス

サービス名	サービス内容
健康相談・介護予防相談・家庭訪問	健康や介護予防についての相談ができます。必要に応じ家庭訪問も行います。 問い合わせ 各区役所 健康支援課(→P3)
訪問歯科診療支援事業	寝たきりや日常的に車椅子を使用など歯科医院へ通院することが困難な方を対象に歯科医師や歯科衛生士が自宅に訪問し、歯科診療等を行います。 問い合わせ 葵・駿河区 健康づくり推進課 口腔保健支援センター(TEL:054-249-3175) 清水区 静岡市清水歯科医師会(TEL:054-348-7668)
リハビリ・介護相談	在宅での日常生活動作に不安、支障がある人の住宅改修・福祉用具・リハビリや介護などの相談ができます。 問い合わせ 地域リハビリテーション推進センター(TEL:054-249-3182)

相談・苦情

介護保険に関して困ったことがあったら、早めに事業者や担当のケアマネジャーに相談しましょう。また、介護保険課(TEL 054-221-1202)や、各区役所の高齢介護課(→P3)でも相談できます。

静岡市では皆さんの声が届きやすいように、こんな取組をしています。

●介護相談員

介護保険施設などを定期的に訪問し、利用者の気軽な相談役としてお話しを伺います。事業者との「橋渡し役」となって、不安や不満の解消の手助けをしています。(訪問できる人数には限りがあります)

●家族介護者支援事業

介護を支える家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、家族でできる介護方法や工夫を学ぶとともに、介護者相互の交流を行います。

【介護保険制度に位置づけられた苦情対応機関】

●静岡県国民健康保険団体連合会 TEL 054-253-5590

介護保険制度上の苦情対応窓口として、都道府県ごとに設置されています。

- 広域で事業を展開するサービス事業者に対する対応
- 市で対応が困難な場合に調査、指導、助言

●静岡県介護保険審査会 TEL 054-221-3395

県に設置され、市町村の行った処分に対する不服申し立ての審理、裁決を行います。

- 要介護、要支援認定に関すること
- 介護保険法の規定による徴収金に関すること

高齢者の権利擁護

高齢者の権利や財産についてお困りのことがありましたら、まずは各区役所の高齢介護課(→P3)や地域包括支援センター(→P5)にご相談ください。

判断能力が不十分な人の権利を守り、安心して日常生活を送ることができるように支援するしくみとしては、次のような制度があります。

成年後見制度

成年後見制度とは、高齢者が認知症などで判断能力が低下したことにより、契約などの法律行為ができず、サービスを受けられなかったり、財産侵害を受けたりすることがないように、家庭裁判所から選任された成年後見人等が法律的に支援をする制度です。

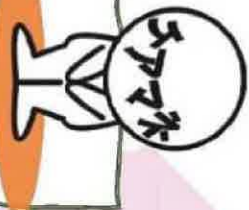
問合わせ	静岡市成年後見支援センター	TEL 054-275-0955
	静岡家庭裁判所(申し立てに関する手続について)	TEL 054-273-8773
	静岡県弁護士会高齢者・障害者総合支援センター	TEL 054-252-0008
	成年後見センターリーガルサポート静岡支部(県司法書士会)	TEL 054-289-3999
	静岡県社会福祉士会(権利擁護センター ぱあとなあ静岡)	TEL 054-252-9877

日常生活自立支援事業

日々の生活が大変な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等に対し、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、アドバイスや情報提供を行い、選択・契約手続きを支援します。また、福祉サービスの利用料の支払いや日常的な金銭管理、通帳・印鑑など重要書類の預かりサービスなどを通じて、利用者が地域で安心して自立した生活を送ることができるように支援する制度です。

問合わせ	静岡市社会福祉協議会 地域福祉推進課	TEL 054-273-8090
------	--------------------	------------------

①ご紹介



相談援助の仕事です

- 介護の悩みや困り事を抱えた方からの相談を受け付け、対応できるサービスに繋ぐ役割です

ご本人への支援です

- ご本人がお持ちの能力に応じ、望む暮らしの実現(自立支援)のために支援いたします

医療機関と連携します

- 病院、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の専門職と連携します

②はじめに

ご利用開始にあたり契約と届出が必要ですが

- 必要です(ご利用は無料です※1)
- 居宅介護支援事業所との契約
- 「居宅サービス計画書作成依頼」の届出

③できること



望む暮らしの実現のために支援いたします

- ご本人の意向を尊重したケアプラン(居宅サービス計画)の作成
- 定期的な訪問(モニタリング)

公正中立な立場で支援いたします

- サービスの紹介と連絡調整
- サービス担当者会議の開催
- 介護給付費の管理等

ご本人ご家族の秘密を守り、必要な連携をおこないます

- 介護認定の申請代行
- 医療連携
- かかりつけ医との連携
- 入退院時・救急搬送時の情報共有
- 退院前カンファレンスへの参加
- 行政機関、福祉関連の機関、まるけあ(地域包括支援センター)との連携
- 施設入所のための情報提供等

④できないこと



- 医療同意
(検査・手術の同意)
- 救急車同乗、通院送迎

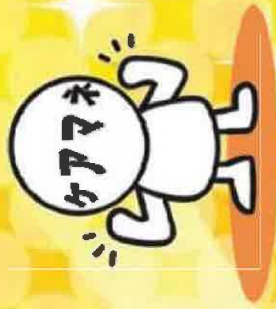
その他にも...

- ・ 介護保険以外の役所への手続き
- ・ 預貯金の引出や振込・財産管理
- ・ 代筆代読
- ・ 身元保証・身元引き受け
- ・ 書類作成・発送・受け取り
- ・ 部屋の片付け・ゴミ出し・買い物等
- ・ 家事支援
- ・ 入院入所中の着替えや必需品の調達、徘徊時の捜索
- ・ 死後事務等

⑤これはやめて!

暴言、暴力、セクハラ等のハラスメント行為

ご本人の支援に支障をきたすような行為はお控えください



居宅介護支援事業所の
ケアマネジャーとは？

- ・ケアマネジャーは、利用者の解決すべき課題とその解決策を一緒に考えます
- ・「ケアプラン（居宅サービス計画）作成」サービス担当者の意見も取り入れて作成します
- ・サービス提供事業者との連絡調整
ケアプランに基づきサービスが提供されるようになります

「静岡市の介護保険令和16年度版」より要約

- ・ケアプランは必要に応じて変更することができます
- ・ケアマネジャーと信頼関係を築き、気軽に相談できるようにしましょう

作成協力

- 静岡市介護保険課
- 静岡市介護保険事業者連絡協議会
- 清水介護保険事業者連絡会

発行元

一般社団法人
静岡市ケアマネット協会

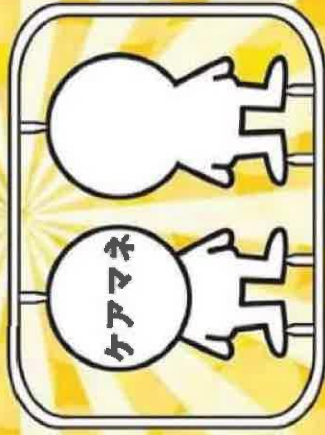


※禁無断転載

居宅介護支援事業所の介護支援専門員
(ケアマネジャー)の業務と役割

在宅で医療・介護サービスを
利用する人のために

居宅介護支援における
ケアマネジャーの
トリセツ



ケアマネくん

※ケアマネジャーの役割を「ケアマネくん」
を通して一例を紹介します